

令和7年第6回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和7年12月2日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	12月2日午前9時12分宣告（第1日）	
出 席 議 員	1 番 関 順 子 3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 7 番 植 田 い ず み 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝	2 番 須 藤 啓 二 4 番 長 良 俊 一 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 理 事 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 ま ち 未 来 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 こ だ も 支 援 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 総 務 防 災 課 参 事 健 康 保 険 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 寺 口 浩 代 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 西 岡 勝 三 川 西 貴 通 浦 井 久 嘉 岡 田 康 裕 福 井 伸 幸 木 崎 広 親 東 川 美 和 浅 井 実 千 代 西 岡 直 美 竹 吉 一 人 松 本 浩 至 酒 井 智 志 大 須 賀 芳 雄 西 岡 亨 松 山 明 弘
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 事	浅 井 利 育 高 橋 恭 世 川 原 千 幸

町長提出議案
の題目

- | | |
|-----------|--|
| 報告第 8 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 議案第 5 0 号 | 平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第 5 1 号 | 平群町土砂等による土地の埋立て等の規制
に関する条例を廃止する条例について |
| 議案第 5 2 号 | 平群町公告式条例の一部を改正する条例に
ついて |
| 議案第 5 3 号 | 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の
一部を改正する条例について |
| 議案第 5 4 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について |
| 議案第 5 5 号 | 特別職の職員で常勤のものの給与および旅
費に関する条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 議案第 5 6 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件
に関する条例の一部を改正する条例につい
て |
| 議案第 5 7 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条
例について |
| 議案第 5 8 号 | 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例について |
| 議案第 5 9 号 | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について |
| 議案第 6 0 号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について |
| 議案第 6 1 号 | 平群町空き家等の適正管理に関する条例の
一部を改正する条例について |
| 議案第 6 2 号 | 令和 7 年度平群町一般会計補正予算 (第 4
号) について |
| 議案第 6 3 号 | 令和 7 年度平群町国民健康保険特別会計補
正予算 (第 1 号) について |

<p>町長提出議案 の 題 目</p>	<p>議案第64号 令和7年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について</p> <p>議案第65号 令和7年度平群町介護保険特別会計補正予算（第3号）について</p> <p>議案第66号 平群小学校・平群北小学校屋内運動場空調整備工事の請負契約の締結について</p> <p>議案第67号 平群町体育施設、公園体育施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第68号 平群町立老人福祉センターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第69号 平群町若井集会所の指定管理者の指定について</p> <p>議案第70号 平群町立農村環境改善センターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第71号 平群町活性化センターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第72号 平群町都市公園の指定管理者の指定について</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の 氏 名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>5番 山本隆史 6番 稲月敏子</p>

令和 7 年 第 6 回 (1 2 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 7 年 1 2 月 2 日 (火)

午前 9 時開議

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	報告第 8 号	議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第 5	議案第 5 0 号	平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 6	議案第 5 1 号	平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例について
日程第 7	議案第 5 2 号	平群町公告式条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 5 3 号	平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 5 4 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 5 5 号	特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 5 6 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	議案第 5 7 号	平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	議案第 5 8 号	平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 4	議案第 5 9 号	平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 5	議案第 6 0 号	平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 6	議案第 6 1 号	平群町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 7	議案第 6 2 号	令和 7 年度平群町一般会計補正予算 (第 4 号) につい

て

- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 令和 7 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号 令和 7 年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 0 議案第 6 5 号 令和 7 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 1 議案第 6 6 号 平群小学校・平群北小学校屋内運動場空調整備工事の請負契約の締結について
- 日程第 2 2 議案第 6 7 号 平群町体育施設、公園体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 6 8 号 平群町立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 6 9 号 平群町若井集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 7 0 号 平群町立農村環境改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 7 1 号 平群町活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 7 2 号 平群町都市公園の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 新庁舎建設特別委員会の最終報告の件

開 会 （午前 9 時 1 2 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

感染症予防の観点により、本定例会中、議場内でのマスクの着用について許可をいたします。

ただいまの出席議員は 1 2 名で定足数に達しておりますので、これより令和 7 年平群町議会第 6 回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆様、おはようございます。

本日は、令和 7 年平群町議会第 6 回 1 2 月定例議会の開催をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙のところ御出席を頂き、誠にありがとうございます。

つい先日まで猛暑だったのが、秋の紅葉シーズンを通り越して、一気に冬の気配を感じる季節になってきました。暦も師走に入り、町内各所においても、年末年始を迎えるにぎやかさと慌ただしさを感じる時期となりました。

さて、9 月議会から 3 か月が経過し、町内におきましても様々な行事が開催されました。主な出来事について御報告申し上げます。

9 月 1 3 日には、平群町商工会主催により第 3 回へぐり花火大会が開催されました。イベントステージやグルメ、縁日ブースの会場となった総合スポーツセンターでは多くの来場者があり、町内各地で夜空を彩った光の祭典を見ることができました。

9 月 2 1 日には、第 3 回防災フェスタが開催されました。体験コーナーでは、アイマスク体験やハンディキャップ疑似体験や救急救命講習会、ドローンの飛行訓練が行われました。住民の皆様とともに防災意識を高め、災害における防災・減災につなげ、防災活動に御協力をお願いするとともに、この活動が長きにわたり続けていかれることを希望いたします。

9 月 2 6 日には、平群町戦没者追悼式を執り行いました。戦後 8 0 年、さきの大戦で犠牲となられました戦没者に対し追悼の意を表するとともに、再び戦争の惨禍が繰り返されることのないよう、その教訓を次世代に語り継ぎ、恒久平和の誓いを新たにいたしました。

1 0 月 1 日には、生駒市、斑鳩町、平群町で一般廃棄物処理に関する協定式を行いました。平群町清掃センターは平成 4 年に稼働を開始し、約 3 0 年にわたり、町民の生活環境を支えてまいりました。しかしながら、近年は施設の老

朽化が著しく、令和4年度には焼却炉の不具合により、やむなく他自治体へのごみ排出を余儀なくされる事態も発生いたしました。このような状況を踏まえ、町としては、安定的かつ持続可能なごみ処理体制の確保が急務であることと認識し、広域的な連携の可能性を模索してまいりました。その中で、生駒市清掃センターの受入れ体制に着目し、斑鳩町とも協議を重ねた結果、本件の協定締結に至った次第であります。この協定は、単なるごみ処理の枠を超え、自治体間の信頼と協力の象徴であり、今後の地域社会の持続発展に寄与するものと確信をしております。

10月2日、3日には、平群町議会議員研修に参加をさせていただき、築上町では庁舎建設、豊後高田市では定住促進施策について、先進地の事例を学ばせていただきました。

10月11日には、はなさとこども園、18日にはゆめさとこども園、10月25日には各小学校の運動会が行われました。

10月19日には秋の環境愛護デーを実施し、各自治会の協力の下、町内の美化活動に努めました。

10月25日には奈良県歴史街道ウォークラリーが行われ、多くの歴史ファンが平群町文化センターに集まり、「松永久秀と信貴山城」と題して、平群谷の西にそびえる梶原の居城を目指されました。

同じく25日には、地域住民公開講座として、歯科医師によりオラルフレイル予防と食支援を多職種から学ぶ講演会が開催されました。講演会では、オラルフレイルの仕組みやその予防策について、歯科医師をはじめ、専門の方から分かりやすくお話を頂きました。

10月26日には、美化統一実践日として、クリーンアップキャンペーンとして県内一斉に行われ、平群町でも多くのボランティアの参加の下、町内の美化活動を行っていただきました。

10月26日には近畿府県合同防災訓練が広陵町の奈良県第2浄化センタースポーツ広場で実施され、平群町消防団が訓練を見学いたしました。

平群町の農業振興と芸術文化の振興を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、収穫祭と文化祭を一つにまとめたオータムフェスタ2025を開催いたしました。11月1日、2日には、平群町の特産物であるバラ、小菊の展示、文化協会によります作品展示が行われ、日頃の文化活動の成果として、絵画や書画、陶芸品や手芸品など、数多く展示されており、多くの人でにぎわいました。どんぐり広場ではマルシェも開催され、多くの人でにぎわってございました。

11月3日には、長年にわたり地方自治の発展、社会福祉の向上、産業の振

興発展、教育文化の向上に貢献された方に平群町自治功労者表彰式を行いました。表彰者は、民生児童委員や保護司として地域福祉の向上や更生保護に尽力されました浅野恭生様を、観光ボランティアガイドとして町の魅力を発信し、時代まつり実行委員や史蹟を守る会の活動を通じて地域の歴史と文化の継承に貢献されてきました中川隆晴様の表彰を行いました。表彰を受けられた皆様のますますの御活躍を御祈念申し上げます。

引き続き、第54回主産物共励品評会表彰式が行われました。表彰式では、花き・花木の部、ぶどうの部、いちごの部で表彰が行われ、また、平群町優良農業後継者表彰では植田一気様が表彰を受けられました。今後とも、なお一層の営農技術の向上と農業振興に御活躍を頂きますようお願い申し上げます。

くまがしホールでは文化協会の演技発表も行われ、日頃の文化活動の成果を披露いただくとともに、多くの町民の皆様に参加を頂きました。別会場では、芋掘り体験や観光ボランティアガイドの皆様が藤田家住宅と白山神社弥勒堂の案内をしていただき、平群町の歴史にも触れ合っていました。

11月14日には、中学校の部活動が一部地域へ移行するに当たり、町内のスポーツ施設などに通う子どもたちの移動支援として、令和6年度から、一般社団法人くまがしクラブでバスの運行をしていただいております。新たにバスが1台加わり、平群町くまがしクラブ、交通事業者によります出発式を行いました。

11月16日には、世代を問わず、町民の皆様が体力づくりや、楽しみながら運動するスポーツイベントとして、平群町スポーツフェスティバルを開催していただきました。イベントを通して多くの人に楽しんでもらいながら地域の中の関わりや連帯感を深め、自らの健康やスポーツへの関心と意識を高めることができました。

11月22日には、町会議員の皆さんをはじめ、自治会、自主防災会、民生児童委員、平群町消防団、西和消防署、奈良県広域水道企業団、NTT西日本等の関係機関にも御参加を頂き、災害対応訓練を実施しました。訓練では、有事の際を想定し、災害発生直後の初動態勢の立ち上げから災害対策本部の設置、情報の収集・伝達、そして避難指示の発令に至るまで、一連の流れを確認、検証することを目的として行われました。災害発生直後の初動態勢の遅れは被害の拡大にも直結します。この訓練を通じて職員一人一人が自身の役割と責任を再認識し、関係機関との連携を密にしながら、災害対策本部として組織的に機能できるかどうか、一つ一つの手順を確実に実行し、課題や改善点を洗い出し、本町の災害対応能力のさらなる向上につながるよう努めてまいります。

町と民間事業者の防災協定としましては、10月30日に株式会社ヤマゼンとの災害廃棄物処理に関する防災協定を締結いたしました。災害発生時には迅

速な対応と復旧が求められますが、その中でも特に課題となるのが災害廃棄物の処理です。倒壊した建物、流出した生活用品、土砂など、膨大な廃棄物が発生し、これらの処理が復旧のスピードを左右すると言っても過言ではありません。このたび、株式会社ヤマゼン様と防災協定を締結できたことは町にとっても非常に心強いことであり、災害時の廃棄物処理体制の強化につながるものと確信をしております。

1月19日には、株式会社トライアルカンパニーとの災害時における支援協力の協定を締結いたしました。今回の協定により、緊急時にはトライアルカンパニー様の御協力を得て食料や生活必需品などの物資を速やかに確保し、町民の皆様へ届けることが可能となります。これは、地域の防災力を大きく高めるものであり、町民の暮らしを守る大きな力となります。

今後とも、災害に強い、そして、誰もが安心して暮らせるまちを目指してまいります。

平群にぎわい創出イルミネーション事業として、町の玄関口であります平群駅前時計台を中心とし、平群商工会の御協力を得まして、イルミネーションの点灯を12月6日から2月28日まで予定をしております。

また、民間事業者によります2025年の奈良県の町の幸福度ランキングが発表され、平群町は2位にランキングされました。

さて、本定例会では、上程案件として、議会の委任によります専決処分の報告が1件、新規条例が1件、廃止条例1件、条例改正が10件、各会計の補正予算が4件、工事の請負契約の締結が1件、公共施設の指定管理者の指定に伴う議案6件、合計24件の案件の審議をお願いしております。いずれの議案におきましても慎重審議いただき、可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいま局長が朗読したとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により5番、山本議員、6番、稲月議員を指名いたします。本定例会会期中、よろしくお願いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から12月12日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの11日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

12月 2日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いたします。

12月 4日（木） 文教厚生委員会 午前10時より

12月 6日（土） 休会でございます。

12月 7日（日） 休会でございます。

12月 9日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月10日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月12日（金） 本会議（最終日） 午後2時から

以上でございます。

○議長

続いて

日程第3 諸般の報告を行います。

11月21日及び10月8日と10月15日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。山口議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

それでは、報告させていただきます。

去る11月21日、議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日から始まりました第6回定例会の議会運営につい

での協議をいたしました。

その中でありました新庁舎建設特別委員会最終報告について、初日に新庁舎建設特別委員会委員長より最終報告を受けて、平群町議会として、議長より町長への報告の承認を諮り、その際、最終報告書は議論した様々な意見の最大公約数として取りまとめられているので、これまでの新庁舎建設特別委員会及び、それに関連する全員協議会の概要書とともに提出することの承認も併せて諮ることとなりました。

また、10月8日水曜日と15日水曜日には、令和7年度議会報告会についての協議を行いました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

続きまして、11月17日に開催されました新庁舎建設特別委員会の報告を求めます。植田新庁舎建設特別委員会委員長。

○新庁舎建設特別委員長（植田いずみ）

それでは、報告をさせていただきます。

去る11月17日月曜日午後2時から新庁舎建設特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、全員協議会を受けての最終報告案について協議を行いました。

以上のとおり、新庁舎建設特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長

続きまして、10月31日及び11月28日に開催されました財政検討特別委員会の報告を求めます。長良財政検討特別委員会委員長。

○財政検討特別委員長（長良俊一）

それでは報告させていただきます。

去る10月31日金曜日に財政検討特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、町財政の現状と課題についてです。当局より説明をもらい、協議を行いました。

また、11月28日金曜日には、案件につきましては、同じく緊急財政健全化計画の結果分析・課題分析と対応策の検討です。当局より説明をもらい、協議を行いました。

以上のとおり、財政検討特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。

総務部長。

○総務部長

報告第8号 議会の委員による専決処分の報告について御説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、専決日は令和7年10月1日でございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

こちらのほうにつきましては、令和7年6月20日、平群町菊美台1丁目800-142付近の町道菊美台1号線プライスカット生駒東山店前で草刈りの作業中、石が飛び、一時停止している軽自動車のリアウインドーに当たり破損させ、損害を与えたことについて、和解により、次のとおり損害賠償の額を決定するものでございます。

損害賠償の額につきましては、24万5,333円でございます。

所管課につきましては、事業部都市建設課でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第5 議案第50号 平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第50号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7番

すみません、ちょっと幾つかお聞きをしたいと思います。

一つは、条例の中に利用料というのが書いてないんですけども、これってどうなるんでしょうか。

それから、利用方式についてなんですけども、定期利用で、ゆめさとこども園で行う場合、やるのか、自由利用という形で行うのか。定期利用の場合、毎日開催するのか、あるいは曜日を決めて開催するのか、あるいは午前、午後も

受入れ、2 枠設けてやるのか、今現在どういうことで進められているのかということと、定員の数ですね、それがどうなるのか。

それから、実施方法として、一般型でやられると思うんですが、専用室のところでこの制度を受け入れる形にするのかどうかね、そこら辺。それとも、一時保育、一時預かりのところで一緒にするということもあつたので、平群町としては、ゆめさとこども園ではどういう対応で受入れをするのかということもお聞きをしておきたいと思います。

それと、あと保育士の配置ですね、これはどのような形になるのか、人数と、それから現在、その確保ができてる状況なのかどうか、この点についてもお聞きをしておきたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま頂きました御質問に対してお答えをさせていただきます。答弁漏れなどありましたら御指摘いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目、利用料の規定についてでございます。

この利用料の定めにつきましては、本議会では上程はさせていただいておりませんが、内容が固まり次第ですね、次の議会で条例として上程をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、利用方式でございますが、定期利用か自由利用かということで、これにつきましては、自由利用ということで、現在考えております。ただ、時間につきましては午前中の利用ということで、今考えておりますのは2時間程度、午前中の利用でというふうに考えております。

定員につきましては、6名ということでの実施を予定をしております。

それとですね、方式でございます。余裕型か一般型かということで、一般型の中でも、先ほど私申し上げましたが、専用室か否かということでの御質問でございます。

議員おっしゃっていただきましたとおり、一般型での利用を考えております。専用室かそうでないかということでございますが、これにつきましては、今のところ、専用室ではなくて、一時保育、一時預かりをやっておる部屋と一緒に、この誰でも通園についても実施をする方向で考えております。

あと、保育士の配置についてでございますが、一時保育と合同でということですので、その一時保育の分の保育士については既に確保はされておりますが、今後、この誰でも通園が始まることに関して、保育士の確保ということで考え

ております。その分の事業に対しての保育士の確保ということでございます。
以上でございます。

○議 長

植田議員。

○7 番

利用料については、多分3月議会を出してくるということなんだと思うんですが、利用方式について自由利用という形でやるということなんですが、今、平群ではゆめさとこども園1か所でやるということだから、ほかに行くことはないと思うんですけども、全国的には自由利用であれば、いろんな保育園で使えるという形になっちゃうんですよね。そうすると、現場でやっぱりかなり大変だという声があって、基本的には定期利用を選択する自治体が非常に多いんじゃないかなというふうに思うんです。平群、今のところそうではないんですけども、ここら辺はやっぱり今後の状況によっては、きっちりやっぱり、変更も含めて考えていただきたいなというふうに思います。

それと、一応午前中2時間というふうに言われたんですけども、これは毎日されるんですか。それとも、曜日を指定してされるのか、そこら辺はどのようなになっているのかということですか。

それから、一時預かりの部屋で一緒にやるということだったんですが、一時預かりも平群町は結構利用されてると思うので、そこにまた、あのスペースで新たに定員6名という形のこの誰でも通園制度をやることで、子どもたちの保育環境というのはどうなるのかなというのはちょっと心配するんです。そこら辺はちょっと考えていただきたいなと思うんですけども、子ども1人当たりの面積がちゃんと確保できるのかどうかね、同じところでやった場合に。そこら辺はどのように考えておられるのかということが1点あります。

それと、保育士の配置人数、ちょっと人数は聞いてたんですが、ちょっとお答えなかったと思うんですけども、これは制度的には別ですので、別に保育士をきちっと確保しなければならないというところがありますので、そこはしっかりやっていたいただきたいし、保育士免許を持った方にきちっと来ていただくと、かなり保育士の確保が難しい状況はあるとは思うんですが、やる以上はやっぱりそこはきっちり守っていただきたいなというふうに思います。

それと、ごめんなさい、条例の中にあった食事の提供は、これされるのですか。午前中2時間やったらちょっと分かれへん、されないのかなというふうに思うんですけど、そこら辺のところももう1点お聞きをしておきたいと思いません。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

実施に対して、曜日の設定でございます。実施日については月曜から金曜日ということで予定をしております。

一時保育と併せて実施をするということで、子どもたちの保育環境が悪くならないのかということですが、一時保育と誰でも通園、合同でやっても面積的には確保はされておりますので。ただ、議員おっしゃっておりますとおり、実施をしながらですね、その前段でも御質問いただきましたけども、御指摘も頂きましたが、自由利用、定期利用の件でも、実施をしながら、その状況に応じて、この事業というのはよりよい方向に改善をしていく必要があるというふうに考えておりますので、保育環境につきましては損なわれないように気をつけながら実施をしていきたいというふうに考えております。

次に、保育士の確保についてでございますが、今現在のところ、この誰でも通園に関して、保育士を確保しているわけではございません。来年度に向けてということで、予定としては1名を確保して実施に当たりたいというふうに考えております。

また、次に食事の提供でございます。

食事の提供につきましては実施をしない方向で予定をしております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

ありがとうございます。

一つ、保育士の配置についてですけども、複数名配置をしないといけないですね、この事業については。保育士資格を持った方は1名、それ以外に、補助的な形では、資格がなくても、補助的な形で入る方が1名と、そういう見方でよろしいんですか。そこら辺、もう少し詳しく教えていただきたいのと、4月からスタートするんですけれども、受付というのは、これ何日前からできるようになるんでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

保育士の人数でございます。

保育士を1名というふうに考えておまして、一時保育と合同で実施をします。それぞれ、先ほど条例の中でもありましたけれども、職員の数ですね、

これについては、十分その条例に満たされるような形で配置をしていくというふうでございます。

次に、受付でございます。

受付の日の設定でございますが、今のところ確定はしておりませんが、他の市町村の受付状況、大体20日前ぐらいに受付をして、そこから面談も含めてということになってくると思いますので、本町におきましても、20日程度前から受付をさせていただくという方向で今現在検討しております。

以上です。

○議 長

植田議員。

○7 番

ありがとうございます。

最初にこれ、登録してもらわなアカンですよ、たしか。その意味では、4月については20日前ぐらいから登録してもらうための面談も含めてやるという、そういう理解でいいと思うんですけども、それ以降については、いつ利用するのかというのは、その前日ぐらいまでに申込みをしてもらう形になるのか、あるいは1か月前から、全体的にその対象者、登録された方たちができるような状況にするのか、そこら辺はどうなんでしょうか。その点についてお願いいたします。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

先ほど私、20日前後ということで申し上げました。1回目、登録前の申込みは20日前後、それぐらい必要になるかということでございます。実際、登録されてから利用されるに当たっては、それほど時間も要しないかと思っておりますので、ただ今、具体的に何日前までにというまでは決定はしておりませんが、2日、3日ぐらいまでには申込みをしていただいたら十分利用していただける状況は作れると考えております。

○議 長

植田議員。

○7 番

ありがとうございます。

ちょっと、初めてやる制度ですから、やってみていろんな問題も出てくるかと思いますが、いずれにしても、やる以上やっぱり利用者の方が喜んで使ってもらえるというような制度にしていかないと駄目だと思うので、そこら辺は、

今後やっぱり柔軟に対応していくということはぜひやっていただきたいのと、やはり、事業は別ですから、保育士1名ともう1人、複数体制で臨まなあかんの、これは一時保育の先生がいてるからオーケーじゃなくて、やっぱり別の事業として見るのであれば、保育場所が同じであってもね、やっぱりそれに必要な人員配置はきちっとしていただきたいというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○議長

ほかにございませんか。関議員。

○1番

シンプルな質問なんですけれども、二、三お聞きしたいと思います。

なぜゆめさとこども園に限定なのかということと、あと先ほどもおっしゃってたと思いますけど、予約方法をもう一度お願いしますということと、あとの事業の財源の内訳、よろしくお願いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま頂きました御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、なぜゆめさとでということでございます。

まず、この事業の実施に当たりまして、本町に私立園も2園ございます。まず、そちらの私立のほうでの実施が可能かどうかということに打診をしておいたわけなんですけれども、いずれにしても、利用のほう、令和8年度からは少しまだ無理だということで返答がありましたので、町内の公立園でということになります。その中で、ゆめさとこども園での受入れということで実施のほうを決定をしたということでございます。

次に、予約の方法でございます。

一番最初に登録をしていただくのに20日前後程度必要になるかというふうに考えております。ただ、登録をしていただいてから実際利用される申込み、今考えておりますが、大体10時間程度予定をしておりますが、その利用されるに当たっての申込みについては、もっと早い期間での申込みが可能というふうに考えておまして、申込みの方法は、システムを使った利用手続ということで、今進められております。具体的な登録方法、申込み方法が決まりましたら皆さんに周知をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、財源の内訳でございます。

補助割合ということで、令和8年度から、本事業に関しましては国が4分の3、県が8分の1、町が8分の1ということでの補助割合というふうになって

おります。

以上でございます。

○議 長

関議員。

○1 番

詳しくありがとうございました。

あと、先ほども出たかと思えますけれども、保育士さんの確保って本当に大変だと思います。全国的にも問題になっておりますけれども、もう4月からということで、お一人選ばれるということで、もう決まってるんでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

保育士の確保でございますが、今のところ、人数的には園全体の保育士も含めて確保はされておるんですけども、配置につきましてはまだこれからということでございます。

以上でございます。

○議 長

関議員。

○1 番

安心いたしました。本当に、新しい事業ですので、御準備とか本当に大変だと思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議 長

ほかございませんか。馬本議員。

○1 2 番

ちょっとお聞きいたします。

まず1点目に、障がい児の申込みがあった場合の対応はどう考えてるのか。

2点目。2時間しか対応してもらえない。なぜ2時間の対応になったのか。

その関係で、親子通園はできるのか。

その点、ちょっと3点について御答弁願えますか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま頂いた御質問にお答えをさせていただきます。

まず、障がいを持った子どもさんの受入れでございます。

この事業を実施、登録していただく際には、園におきまして面接のほうを行ってまいります。そのお子様のお体の状態、生活の状況に応じて、保育士がですね、例えば加配という形で必要になるかどうかということも含めて、その辺りにつきましては、個々個別に判断をさせていただくことになろうかと思っております。受入れをしないということではなくて、登録の際の面談のときに、そのお子さんの状況についてはしっかり確認をさせていただきたいというふうに考えております。

利用時間につきまして、2時間ということでございます。しかも、午前中の利用ということで、私先ほど御答弁させていただいたと思っておりますけれども、これにつきましては、昼食、食事の提供のほうは考えておりませんので、2時間を超えますと、食事の提供が伴ってくるということがございますので、それということで2時間ということを考えております。

親子通園につきましては、今のところ、本町では考えておりません。その理由といいますのが、先ほどから申し上げておりますとおり、一時保育との合同での実施を考えております。一時保育につきましては、親子通園、親子登園のほうは実施をしておりませんので、その辺りとの整合性も考えまして、誰でも通園では親子通園、登園は実施をしない方向で考えております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

分かりました。そしたら、障がいをお持ちの方については、面接によって、うちの行政としては一応受けますよという体制を持っていただくということをお聞きしましたので、ひとつよろしく対応をお願いしたいと。

2時間というのはなぜということになりまして、一時保育と一緒にそこへ預かるということになりますので、恐らく一時保育の食事の関係とかいろんな関係があって2時間というふうに想定されるわけでございますが、その認識でよろしいんですか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

議員おっしゃっていただいたとおりでございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

続きまして

日程第6 議案第51号 平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第51号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8番

この件については11月11日の全員協議会で説明があったわけですが、そのときの説明でですね、今、現在も続いているとかいう報告はあったんですが、これまでにね、許可ではなくて、許可を受けずにやるとか、違反の状況とか、二十何年間全部とは言いませんが、ここ10年ぐらい、どういうことがあったのか、その辺はですね、ちょっと一度説明していただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

過去にあった違反の状況ということの御質問です。

令和元年以降の違反になりますが、土砂条例に関連した廃棄物処理法の違反

等がございました。令和5年2月に福貴畑で1件、令和5年の7月に信貴畑で1件、計2件でございます。これにつきましては、県と連携し、現在も是正指導中となっております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

現在も指導中ということは解決してないということですが、それは、中身についてはいいんですが、以前、これは土砂条例ではなかったんですけど、椹原で農地に、これは農地法違反とかそっちのほうにもなるんですけども、これについて、私もこの間ちょっと長いこと質問してなかったんですが、たまに通るとほとんど変わらない。変わらないというか、新たに入れてるということはないですけども、全く変わらない、積んだまま。土だけじゃないですけどね。

すぐどうのこうのという危険な状況ではないんですが、あのまま放置するというのはいかがなものかなというふうに思うんですよ。

その後ね、質問するたびに、一定指導は県とともにやっていただいているんですが、この間どうなってるんですか、指導は継続されてるんですか。全く変わってないように見えるんですが。その点どうでしょう。

○議長

事業部長。

○事業部長

過去の椹原地区の農地への不法投棄ということの質問です。

その当時、私も担当してましたんで、経緯も含めて、状況も含めて説明をさせていただきます。

質問いただいた平成28年4月以降ということで、県と合同して行為者に改善するように指導しました。本人さんは改善の意思を持って、当時、土砂の搬出等を行ってこられまして、現在、一部建築物等は残っておりますが、敷地内については一定の平地状態を確保するまでには改善をされ、その後、現在に至っております。指導については、令和2年の6月ぐらいに指導を最後となっております。

今後についてなんですけれども、改善については行為者にやっていただく必要があるんですが、かなり高齢となって、さらなる改善については難しい状況とはなっておりますが、改めて県とも今後の方向性について協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

これで議論する気はないですけども、改善なんかは全然してませんって。もう小屋もそのままだし、本当にもともとあったところから何メートルも上がってるんですよ、あれ。要するに、原状復帰ということになれば相当金もかかるから、当然なかなかしないでしょうけども、だからといって放置しててはいかんので、どうするかはちょっと、行政としてもどういうふうにするかというのはちょっとですね、今すぐ解決しないでしょうけども、行政としてはこういうふうな形で解決していきたいというようなことはですね、ちょっと、すぐでなくていいですけども、方針持ってやっていただきたい。

これについては、またどっかで一般質問させていただきますけども、そのときにもうちょっと、今やったらこれ3年以上、4年ほったらかしということになってますからね、ちょっとその辺、またお聞きしますんで、よろしく願います。

この件はこれで結構です。

○議 長

ほか、ございませんか。須藤議員。

○ 2 番

今回、その廃止の趣旨というんですか、要は伊豆山の事故を受けて規制を強化しようというのがもう当然ながらの趣旨だと思います。条例が廃止されてですね、有効性というんですか、実効性というんですか、今まで町のほうで条例に基づいてやっていたことがどうなるのかなと。逆にその密度が下がってしまって、そういう不法行為だとかがなかなか問題視されない、表沙汰にならない、うやむやになってしまうというふうなところをかなり実は危惧してまして、その辺り、県との協力体制等ですね、どうなっているのかなというふうにちょっと思うんですが。お願いします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

廃止後の町とか県の管理体制ということの御質問と思います。

県としましては、法で定められてます中間検査、定期報告等のほか、衛星写真による監視や年1回程度の市町村と合同で行うパトロールにおいて監視を行っていくというようになっております。また、違反行為等の通報があった場合には随時現地指導を行っていくということで聞いております。

町としましても、奈良県の監視体制に協力するのはもちろんなんですが、町独自でも、平群町の関係課において随時パトロールを強化してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

須藤議員。

○2番

今、部長のほうから監視体制強化をしてパトロールも強化してということなので、ぜひその辺りですね、具体的に、例えばどういう体制でやるのかとか含めましてね、ぜひ御提案といいますか御報告を頂きたいなと思うんですね。

例えば、私も土木の業界おりましたんで、この件、非常にいちごっこ的な部分がありましてね。要は、闇でやれば分からんという部分が非常に多いんですよ。例えば、ダンプをだっと捨てちゃったと。それで、そのまま走り去ったら、これもう全然分からんということになってしまうんでね、非常にたちの悪い事例って多いですよ。報道でもかなり問題になってましてね、その辺りでは、かなり細かくしっかりとパトロールやってですね、記録もしっかりつけていかないと駄目だと。それをどんなふうな形で県に反映するのかということも含めて御検討いただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

県の監視体制といいましても平群町であることですので、まずは平群町で山間部等、一番心配されるところについては、定期的なパトロールをしていきたいと思います。

議員がおっしゃっているように、パトロールしたことの情報については、行為者何かあれば随時話をしますので、記録は取っていきますし、ほんで今度、新しい盛土規制法に関係することについては随時県に報告しながら、協力体制を取っていきながら対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議長

須藤議員。

○2番

もう1点だけ。

いろいろメガソーラーの件で県との話もやってましてね、その中で、盛土規制法の運用が今年の5月からスタートしたということなんで、その中身等につい

ていろいろお聞きするんですが、盛土が出来上がって、それでちゃんと届出どおりできてるのかとかというふうなところは審査するんだと。ところが、中身そのものね、計画段階で安全かどうかなんていうことに関しては、業務ではないというふうな県の見解おっしゃってて、最終的に、本当に100%そうなのかというのには分かりませんが、課長補佐はそんなふうにおっしゃってるんですね。

本来の趣旨から言うと、いかに盛土の危険性を起こさないか、事前に防止するのかというのが趣旨だと思うんでね、その点についてもぜひ、特に山間の平群町としましたらね、例えば、そういう山間がないような平地の町とは全然事情が違うと思うんで、その点についてもですね、ぜひ県のほうにしっかり申入れしてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

山間部、心配するところは多々ありますので、申請があった段階では、議員おっしゃったことも含めまして注視してもらいながら、許可のほう、出しているように、その辺はまた追って説明のほう、していきたいと思います。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○12番

この条例廃止の件ですけれども、僕も議員に平成3年にならしていただいて、これは平成8年に条例化された条例で、ここに書いてるとおり、条例は平成8年にできてますねけど、これは大阪の柏原市の条例を見据えながら、奈良県下でも一番早いじゃないけども、早く平群町はされた条例でございます。

そこで、今回廃止されるわけですから、上位法ができたということで、私は一定の理解をしておりますが、そこで、それに伴ってですね、うちのは平成8年やけど、盛土規制施行に伴う盛土条例の奈良県下市町村の現状は、14市町村あるように聞いておりますけれども、現状はどうなっておりますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

県内で14自治体が条例化してると。廃止のほうは7団体と、ほんで、存続が4団体、検討中3団体と、ちょっと古い資料かもわかりませんが、そういうような状況になってます。

存続される団体の多くについてはですね、特定盛土等区域を含んでいるため、現状の土砂条例を廃止すると、その区域における規制が条例よりも弱くなるということで存続するものと聞いております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

そこで、いろんな関係、いろんな話あると思いますけども、廃止される、された市町村だけ、それ名称だけ教えていただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

すみません、遅くなりました。

廃止された市町村は、奈良市、五條市、御所市、葛城市、あと町のほうが下市町と吉野町、平群町、7団体です。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

奈良市は広大な面積があり、平群町から思ったら相当な面積を持っておられる。その市が廃止されたということを一定、今聞いて理解をいたしました。今後はひとつよろしく、不法投棄のないように、先ほど須藤さんの質問ありましたように、監視体制を強化されるよう要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

ここで10時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時14分)

再 開 (午前10時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第7 議案第52号 平群町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第52号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8 番

以前、この問題でホームページに掲載するということで、個人情報保護との関係でどうなのかという質問をしたと思うんですが、その後、その点について、今回これ、条例化するに当たって何か検討されたとか、国のほうも、国会の質疑では、その辺はきちんとやりたいというような曖昧な答弁だったんですけどね、町としてその辺、何か検討されてるのであれば、ここで説明していただけますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

プライバシーの保護につきましては、9月議会でも税条例でございました公示送達の件があったかなと思います。

その後、まず法令に基づく選挙、行政処分、公告などでは、やはり氏名、住所を含む情報を紙で掲示することが義務づけられてる場合がございます。また一方で、インターネット上というのは議員とか皆さん御心配なのは、拡散、加工、保存等が容易で、プライバシーの配慮が必要であるといったところがございますので、紙媒体では、法令に従って氏名、住所を記載しつつ、インターネット上の部分につきましては、プライバシー保護の観点から慎重に行う必要があると担当も私たちも思っておりますので、個別に検討する必要があるかというふうに考えておりますので、そういった対応で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。植田議員。

○7番

5か所あった分を1か所にと、役場前だけ残すということなんですけども、4駅にある現在の掲示板というのは、今後どういう活用をされていこうと思っはるのか、その点については聞いておきたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

廃止する4か所につきましては、今現在は4か所を全て撤去していく予定で考えております。そしてまた、竜田川駅につきましては賃借料も発生してることから、地権者の方だとか、お話をしていけないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

全部撤去と、撤去するのも結構費用かかると思うんですけども、せっかく4駅にあるわけですから、いろいろ町内で行われるイベントなんかのポスターなんかもやっぱり貼って住民の方々に知らせていく、そういう使い方という方法もあると思うんですね。

どれぐらい賃借料が発生してるのかちょっと分かりませんが、だけど、そういう住民の方々に、平群町がやってるいろんな催しなんかも含めて知らせていくと、そういう一つのあれとして駅前にあるというのは非常に効果的だと私は思うんですけども、そういうこともやっぱり検討していただきたいと思うんですけど、どうでしょう。

○議 長

総務部長。

○総務部長

私どももそういった活用方法はないかなというのはちょっと考えているのは事実でございます。賃借料だけじゃなく、今現在、駅前の部分で、菊美台のほうは東山はきれいなんですけど、ちょっと平群の駅前ですと、やっぱり色やさびが解けてという、そういった維持補修的な部分もございましたので、そういった中で今後、そういう維持補修等も踏まえて撤去していこうというような議論はしておるところでございますけれども、今後、もしちょっと1度、また検討させていただいて、そういった活用はないかも踏まえて検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○9 番

今、先ほど個人情報のお話が出たんですけども、公告する内容って、そもそも公告してるんだから個人情報に当たらない気もするんですけど、それは法的にどうか、実際どういう形になってるんでしょう。

○議 長

総務部長。

○総務部長

先ほども御説明させていただいたかなと思いますけど、法令に基づく部分に関しましては掲示が義務づけられてますので、そういった対応をしていくと。それ以外の部分で個別具体的に検討するべきところがあれば、プライバシーの配慮から検討していくといった部分でございます。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○9 番

法律上はオーケーということはネットで出してもオーケーということなんで

すよね、基本は。それで、ネットにということ、ホームページに掲載するという話になってますけども、どういう型式でホームページ上に直接載せるのか、PDFを絡めてPDFの中に載せるか、その辺はどうなんですかね。PDFやったら、それこそAIによっては、中まで入ってこれないAIと入ってこれる、ほとんど今、入ってこれないのも多いんで、その辺、どうなってるんでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

まず、今担当のほうで考えさしてもらってるのは、まず件名をホームページ上に並べさせていただくと。そして、そういった中でクリックをしたときにPDFが開いていくといった形では考えております。

以上でございます。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第52号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第 8 議案第 5 3 号 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第 5 3 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○ 1 1 番

関連でございますが、今のマイナンバーの登録状況、どのようになっているんでしょうか。分かればお答えください。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

申し訳ございません。今、手持ちで資料のほう、持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

機会を見て、また御報告いただきたいと思うんですけどね、私、この制度をうまく利用しないと、職員も業務の削減にならないと思いますので、どんどんこういうことは登録を推進していただくように努めていただきたいというふうにお願ひだけしておきます。

○議 長

植田議員。

○ 7 番

今回、印鑑登録のところで、そういう性自認に対する配慮でなくしたと、男女別の表記をね。これ、これだけですか、町として、そういう配慮をしなければならぬ。ほかにあったら多分一緒に出してくると思うんですけども、後からやっぱりこれもありましたみたいなどころであってはあれかなと思って。これだけなのでしょうか。その点について、どうですか。配慮を必要とするものは。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

平群町におきましては、窓口に来られる方々の負担の軽減ということで、いろんな形で見直しのほうはしております。職員採用試験等におきましても、そういった男女の表記ということを抹消していくなど、個別具体の事案に合わせて検討は重ねていってるところでございます。

以上です。

○議 長

植田議員。

○7 番

ということは、まだあるかもしれないと、そういう理解でいいんですか。やっぱりね、せっかく出すんやったらきちっとそこら辺、見直しをかけてやっぱり一緒に出されるほうが、私は出されるべきではなかったかなと思うんですけど、まだ今後出てくる可能性があるということでしょうか。だって、その表記が必要なものって分かるでしょう、行政側で。それが本当にそこでそれをしないと駄目なのかどうかという問題も含めてやっぱりやられるべきだと思うんですけど、その点どうですか。今回、ほかのことも含めて全部見直しかけられたのかどうか、それでこれだけ出してこられたのかどうか、その点お願いします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

すみません、大変申し訳ございません。

確かに、個別具体的に職員採用試験等ではなくしていった取組は行っておるんですけども、全体的にということで、ちょっと調べられてないのが事実でございますので、そういったところをちょっと全体的に見直していくような形で取り組んでいくような方向で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

窓口でいろいろその証明書とかもらう、税務課のどこともあると思うんですが、それで住民が行って、その証明書をもらうために書く用紙に、男女の別が今はもう、ほかは全部ないのかということを知っているわけよ。

町のほうで持ってる資料で男女の別とかどうか、そんなことを知っているんじゃないくて、その辺、もちろんジェンダー平等の観点でやってると思うんでね、今回その印鑑証明だけ出てるんで、ほかはもう既にそうなってるのかどうかの確認。

それと、今回これを今の時期に出してきた理由というのは何かあるんですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

他の申請関係、男女の記載の別ということでございますが、ちょっと時期的に、私ちょっと記憶が曖昧でございますが、ある一定の時期に、各窓口での申請書の中身に男女の別、特に記載する必要がある場合は別ですけれども、それは特に関係ない部分につきましては、様式を見直して削除したという記憶がございます。

今回、この印鑑証明の性別の欄を削除するという、この時期にということでございますが、先ほど内容の中でも御説明申し上げましたが、他の自治体におきましても、この印鑑登録につきましては男女の性別欄を削除している、全国的に見ても約半数以上の自治体がもう既に削除をされておられますので、本町におきましては、今、システムの標準化に合わせてシステム改修が行われておりますので、この時期に合わせて男女の別を削除を行ったということでございます。

以上です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第53号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第9 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第54号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8 番

今、最後のこれ、月例給関係改正、令和8年4月1日となってるけど、これ
遡及しないの。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

失礼します。

改正概要、今回は月例給と、また通勤手当、それぞれの適用月というのが異
なってます。議員おっしゃるとおり、月例給につきましては4月に遡及
して適用してまいるんですけども、改正本文につきましては、それぞれ第1条
の部分については4月1日から適用するという。また、給与の内払いとい
うことで、それぞれ4月からもう月例給を払っておりますので、今年度につ
きましては、既に払った部分を内払いとしてその差額を一時金をもってどっか
で払うということで、こういったちょっと書きぶりになってございます。遡及し
てまいります。

以上です。

○議 長

山口議員。

○8 番

いや、それやったらこれ、通勤関係の支給区分の変更については遡及と書いて、
何でその月例給のほうは遡及と書かないの。書かんでもできるの。いやいや、
今までからこうなるの。ちょっと意味が分からん。まあ遡及するんだ
ったらそれでいいけど、会計年度任用職員の場合は契約1年やからといって遡

及しないでやね、自分たちのはこれ、遡及と書かんでも遡及できるって意味分からんからね。これはちょっと後でも聞きますけど、今回の改正による、いつも聞くことですが、人件費の増加額、今年度は遡及もあるんで、今年度の遡及と、それから一時金については、この後余分に払うわけやから、その増えた分ですね。来年度については当然、会計年度任用職員も新しい号給表になるんで、その1年間で増える分、その両方答えていただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今回の改正による増加額につきましては、全会計では4,746万9,000円の増額となります。4,746万9,000円でございます。一般会計では4,648万9,000円となっております。

今回の改正概要の内訳といたしましては、正職員は3,852万円、会計年度の職員の賞与分につきましては390万円というような形で影響が出るかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

来年度は会計年度任用職員も上がるわけでしょう。それも含めて、来年度は今年度に比べてどれだけ上がるかというのを聞いてるんだけど。

○議長

総務部長。

○総務部長

来年度の会計年度任用職員さんの増額分といたしましては、約2,400万円程度上がるものと考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

それから、地域手当が6%から今年4%、来年、8%から6……。今回また2%下がるんですよね。ほんで4%になるんやね。8から6、ほんで今度、来年4と。6、5、4か。ごめんごめん、1%下がるね。その1%の下がるのは、今年の3月議会では大体680万円ぐらい影響額ということでしたけど、これもさっきの上がる分と差引きされてるんですか。人件費ということなんで差引

きしてると思うんですが、今度1%は幾らになって、それはもう差引きされて
るかどうか、その点どうですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

まず、4%の場合の影響額につきましては、大体約1,358万9,000
円となっております。そして、今回の減額分につきましては影響はさせていな
いといったことでございます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

1人当たりについて、今言ってくれたの。いやいや、ちょっと合計と、じゃ
あ1人当たりとで言ってくれるか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

4%の場合につきましては、全体で1,358万9,000円。1人当たり
につきましては、平均で7万6,000円の影響が出るというように考えてお
ります。

○議 長

山口議員。

○8 番

1人平均7万6,000円年収減るわけね、地域手当1%下がることで。1%
やね。2%なの、これ。

○議 長

総務部長。

○総務部長

大変申し訳ございません。

今の御説明させていただいたのが4%の場合で、2%減になった場合でござ
います。5%の場合の1%減の場合につきましては、全体で約679万4,0
00円、1人当たりにつきましては、約3万8,000円の影響が出るという
ふうを考えております。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

これはどうなの。東京なんか20%でしょう。もともと6%やったのがここまで下げられて、県内、奈良県全部一緒に、奈良市でも吉野のほうでも一緒という、もともとの制度自体がどうかしてると思うんですけどね。そのところ、あなたたちに聞いてもあかんかな。職員組合はいろいろそれは要望を出したりしてるでしょうけども、相当結構金額大きいんですよ、年間3万8,000円というのは。

ここで何ぼ言っても仕方ないんであれですけども、ただ、町の裁量で下げなくても本当はいいわけでしょう。いって、どう言われるか分かりませんが、その辺ちょっとどうなんかと思って。まあこれはいいですわ。

あと、この前から会計年度任用職員については9月の一般質問でも取り上げましたけど、安堵町は今年遡及するんですよ。生駒郡では初めて。斑鳩町は、前も言いましたけど、要するに遡及はしないけども1月から改定すると。だから、3か月分だけ今年度については出すということになるんですが、そのことも含めて検討してほしいと、前も言いましたけど、どうしてもその契約を盾に、会計年度については出たくない、町財政のこともあるんで出たくない、それが町長の方針なんですよ。それは変わらないですか。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

まず、当然、同一労働同一賃金という考え方は認識しております。そういった中で、これは重ねて同じ答弁なりますけれども、町条例の規定に基づいて翌年度から適用すると。年度契約があった場合ということで、翌年度4月1日からしてるといったことをございます。

そういったことから、ただ、国のほうも遡及に対する考え方につきましては、各地方公共団体の実情を踏まえということも述べておりますので、そういった中で、団体の実情につきましては、平群町にとっては財政的な面も含めての判断であるということ御理解賜りたいと思います。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

これ以上言いませんけど、国はね、そのただし書のほうが主ではなくて、できるだけ遡及しなさいというのが国の方針というか。ただ、強制はできないからそういう書き方してるだけでね、それを盾にやらない。それはもう町長の裁量の範囲やから、だから町長がそういう裁量権を使って遡及しないと。だから、

働いてる人たちの気持ちに寄り添ってないと、極端に言えばね、そういうことになるわけですよ。2,400万円の金額、少ない金額ではないですけども、この四、五年の、要するに、大きい事業をせずにですね、一定基金をためたという中ではね、やっぱり働いてる人を大事にするということが平群町にとっても一番大事なことなんで、そこのところはね、ちょっと町長、本当にいいかげん考えたほうがいいと思いますよ。もう全く、何というのか、要するに、働いてる職員の中に分断を持ち込んでるわけじゃないですか、極端に言えば。だから、私が何ぼ言ったって変えないでしょうけども、もうとにかくこれについては、一度、町長はじめですね、幹部の皆さんの中でしっかり私は議論すべきだし、当然職員組合も要求はしてると思うんですけどもね、その辺、職員の声ももちろん聞いて私はやるべきだというふうに思いますんで、このことは強く言っておきます。もう答弁は結構です。

○議長

ほか、ございませんか。井戸議員。

○9番

今回、一般職給ということなんですけども、これは人事院勧告に基づいてということなんですけども、財源として、この上げた分ですよ、これに関しては、国からの交付税算入はあるんでしょうか。

というのと、さっき月5,000円というのがありましたけど、これも交付税算入があるのか、駐車場代ですね。駐車場もその場合によるんですけども、一定の職員の数がいてるんだから、例えばですけど、町がぼんと1か所借りてみんなで割ったほうが安いんじゃないのという気もするんですけど、その辺、交付税算入が入ってきたらちょっと変わってくると思うんで、そこも踏まえてちょっとお答え願えますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

交付税算入があるかどうかということでございますけれども、確かに国の算定の中には交付税算入はされてるといった形ではなっております。ただ、実際、この部分が交付税の中の包括的な算定になっておりますので、幾ら入ってるかはどうしても分からないような事情でございますけれども、算定上は含まれてるというふうに解釈しております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 8 番

特交以外の交付税算入については、計算したらちゃんと出ると言ってるじゃないですか。福井課長が担当のときにそういう話してたし。きちっとした数字で出てるのかどうかは別にして、特交の場合は例えば1,000万円出したって100万円しか入ってないということは言ってたけども、普通交付税でやられてる分については、基本的にはきちんと出してるということじゃないですか。だから、それはやっぱり、さっきちょっと言わなかったけども、会計年度任用職員の遡及についても出してる、国は言ってるわけじゃないですか、総務省は。だから、それを本来なら本人らに渡すところを、町のほうが、悪い言葉で言えばピンはねしてるということになるんですよ。それがちゃんと出てるということであればね。

ただ、今の部長の答弁ね、そう言うんだったら、1回そういう資料をどっかで出してくださいよ。財政検討委員会やってるわけやから、そこに1回じゃあ交付税、こういうふうな項目で全部もらってますというのを1回出してくださいよ。だから、実際はこんだだけかかっているのにこんだだけしかくれてませんとかいうのも出してもらったらいいんです。そしたら一番分かりやすいから。それはどっかでやってもらえますか。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

私どもも、いつも議会のほうで交付税算入というような御議論はいただいておりますので、県に調べたり、そしてまた、私どもも調べたりしてるんですけども、まず台帳の中で、普通の理論算入とかそういった分であれば、額があって、これだけ見てますと分かるんですけども、包括的算定というのは、その文章の中で、単位費用で会計年度任用職員の職員を見てますとか、人口10万人に対してのこういった費用を見ているという形では載ってるんですけども、県にも確認しても、どうしてもそれは分かりかねるという部分は答えはもらってるんですけども、一定ちょっとそういった交付税台帳とかお見せできるかとか、そういった書いてるところがあるかというのは、ちょっと財政検討委員会の中でも出させていただきたいなと思います。

よろしくお願いします。

○ 議 長

井戸議員。

○ 9 番

先ほどの5,000円の件はあまり話出なかったなと思ったんですけど、答

弁で。ちょっと細かい話ですけど、まずその5,000円が安くできる方法を探るのかというのが1点なんですけど、そうなってくると、今度は、これからの状況で、職員さんの中には最寄りの駅まで車で来て、そこから電車で、役場近いので駅まで来て来るという方に関しての、御自宅から家までの駐車場というのは加わるんですかね。というのも踏まえて、すみません、あとそういう大きくなったスケール効果というんですかね、5,000円に関しても、それでされるように考えていく感じはあるのか、方針としてどうなのかなと思うんで、ちょっとお聞かせください。

○議 長

総務部長。

○総務部長

駐車場の5,000円につきまして、ごめんなさい、答弁漏れがございましたけれども、標準的な部分ということで交付税算入はされているといった形で考えております。

そしてまた、駐車場の減額していく、そういった対応ということでございますけれども、今現在も役場の職員につきましては、役場本庁職員だけで言いますと、文化センターの線路を越えたところに駐車場を借りているといった部分でございます。そしてまた、民間の駐車場も、その手前、近いところとか、そういったところで職員が借りているところもございますので、そういった実情も踏まえて、一応町では借りているといった部分はあると。それでまた、そういった職員個人個人での事情があって借りてるところもありますので、今のところは、何か変わった手だてはするかというのは考えていないんですけれども。

そしてまた、駐車場を借りて、そして電車通勤となるのは、その駐車場は該当しないものと考えております。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。森田議員。

○11番

この給与とか期末手当のアップで年間幾ら上がるんですか。何十万円のところは何十万円になって、何ぼ上がるのか。平均年齢で、平均年齢が何歳かちょっと分かりませんが、その辺どうなってるんでしょうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

まず、今回の平均改定率で平均3.3%と答弁させていただきました。1級につきましては5.2%、そして2級については4.2%とありまして、そして、主幹級であれば3.3%、6級が3.1%、7級が2.9%ということで、おおむね30代前後、後半までの職員に重点を置いてるといった改正であるというふうに聞いて、そして全体的に3.3%引き上がっているとあったところでございます。

そしてまた、今回の改正でどれくらい増えるのかというところですが、例えば1級の職員で28号というところで、年齢が24歳の職員であれば、月額で大体プラス1万2,600円、そして年額で20万9,000円程度増えるといったところでございます。そしてまた、主幹級の5級とかであれば、49歳で大体月額で1万1,760円、そして年額で19万5,000円程度が上がるというふうな形での算定はしております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

私が質問したのは、職員平均年齢が何歳の方が、幾らの分が幾らになるのかということをお尋ねしてる。細かいことはいいです、私は。主幹級はどうか、そんなことは別として、職員の平均的な年間所得が幾らが幾らになったかということが知りたいんです。

○議長

総務部長。

○総務部長

ちょっと明確な年齢層はあれなんですけど、大体平群町の平均年齢が45.5歳程度となります。そういった中で、その方というのは大体4級に所属しておりまして、年間で月額で1万1,230円上がって、そして年額で18万7,000円程度上がるものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

私は年額を聞いてるんですよ、部長。分からんかったら分からんで結構なんですけども、年額で、要するに、職員の方が、今まで幾らもらってた方が幾らになるかということを知りたいんです。細かいことは別に私は知りたくないですから。

○議 長

総務部長。

○総務部長

すみません。ちょっと答弁が間違っておりました。

今現在で4級の方でありますと、約、今現在623万円もらってる職員であれば、641万7,000円になるといった形での年収が変わるといったところでございます。

○議 長

森田議員。

○11番

よく分かりました。ありがとうございます。

それとですね、以前どっかの機会で聞いたんですけども、期末手当、賞与には管理職手当が含まれないようなことを聞いたんですけど、それは間違いでしょうか。管理職手当も入ってないんですよね。なぜそういうことになってるんですか。法律で決まってるんですか。ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、管理職手当も含めた期末手当になってるのかということですね。何か法律で決まってるのであれば。

○議 長

総務部長。

○総務部長

国のほうで期末手当等の算出というのはちゃんと決まっておきまして、その中に管理職手当は含まれていないといったところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きます。

日程第10 議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に
関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第55号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8番

6月議会で、町長ら3役の報酬について質問して、報酬審議会に諮るという
答弁であったわけですが、その後どうなってるのか。

それと、そのとき同時にですね、管理職手当についても平群町は低過ぎるの
ではないかということで、引き上げるべきではないかという提案をしましたが
ども、この点についても、その後どうなってるのか説明いただけますでしょ
うか。

○議長

総務部長。

○総務部長

特別職報酬審議会に諮らせていただいて答申を頂いたものなんですけれども、
今年度2回、6月と7月に開催させていただいております。そういった中での
答申は、平成19年度の当時の額に戻すことは妥当であるといった形で答申を
頂いております。そういったこと、これを受けまして、今年度中ということで、
3月議会には改正議案を上程したいというふうに考えております。

それとすみません、管理職手当につきましては内部でも議論はしております
けれども、今後の検討課題ということでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

それなら今議会にその答申の内容を踏まえて、踏まえてそのまま出すかどうかは別にしてですよ、出すべきでなかったんですかね。何で、3月だったらぎりぎりになるじゃないですか。せつかくというか、人勧もあったわけですからね、これに合わせて提案すべきではなかったのかなというふうに思うんですが。ただ、一緒にやっぱり管理職手当も考えてもらわないと、三役の分だけ元に戻すというか、一旦これは本則で下げてるから引上げということになるんですが、どうなのかと。

それとね、もう1点、こんなことをやってんのかというような、平群町以外の特別職については地域手当があると聞いたんですよ。これは僕はおかしいなと思うんですよ。何で特別職に地域手当が必要なの。でしょう。職員の場合は分かりますよ。それも今の日本の中では地域手当なんて、そんだけ差があるのかどうか。東京なんかは分かりませんが、ちょっとどうかなと思うんですが、ただ特別職に地域手当。平群町はそんなことは考えてませんよね。その点だけ。

○議長

総務部長。

○総務部長

今、特別職の地域手当は本町ではついていないという状況です。

以上でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

すみません。地域手当は考えていないというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

じゃあ、3月議会に特別職の報酬については条例改正するんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

答申をもちまして、3月議会に上程をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。井戸議員。

○9番

このいろいろ改正点、全部見てた、54から57がそうなんですけど、僕も何となしに賛成していた部分はあるんですけど、今、物価高になってくると、ちょっとおかしいなというのが見えてきたのが、そもそも人事院勧告というのはあれですね、民間給与に合わせてということですよ。ちょっと近づけるように、民間給与が高いんで近づけるように。でも、この民間給与が今の物価高に対応し切れてないんですよ。大体物価高の半分ぐらいしかまだ民間給与も上げられてないのが事実で、その下になるわけですよ。

例えばですけど、この特別職、上から見て、会計年度職員は来年上がると。一般職も上がる、月額給ですね。最低賃金も上がる。ということは、パート、アルバイトも上がるんですけど、この特別職と教育長とこの議会議員に関しては、まあ言っても物価高の影響は受けてるわけですよ。でも、ざっくり生活必需品で考えたら、6%ぐらい、7%ぐらいが1年で上がってると言われてますから、そう考えたら、なぜここは上がらないの。一時金というか、全く違いますよね、これ3%、3.3%にしてもなんですけど。この辺、ちょっと整合性取れないんじゃないかなと思うんですけど、何か理由はあるんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

人事院勧告につきましては、公務員が労働基本権が制約されているといったところで、人事院が国が決めてる部分に対して準拠してるというのが平群町の場合でございます。地方公務員の場合でも、人事院を設置しない市町村では人事院勧告に基づいて、設置してることは人事院に設置してる。そういった中で、民間の常勤の従業員ですね、事業規模50人以上か、そこを対象に給与調査をして行っているといったところで、職員等とかは人事院勧告を頂いているといったものでございます。

そしてまた、先ほどもあれなんですけど、特別職の給与とかなりますと、報酬審議会のほうで御意見を諮問して答申を頂くという形になりますので、人事院勧告では平群町としては対応しないという形でございます。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○9 番

僕としては、その報酬審議会自身がどの程度の知識を持っているのか、そういう多角的な計算されているのかがちょっと疑問に思うんですけども、これまでの経験で言うても、本来おかしいんじゃないのという町長40%カットにしても、何かオーケー出しましたよね。どういうことなのというところはあるんです。合理的客観性ないですもんね、全然。教育長にしてもそうなんですけど、じゃあ、町長、教育長、で副町長もそうなのかな、とか議会議員に関しての報酬に関しては、正直疑ってるんで、きちんと報酬審議会で話し合われるんでしょうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

報酬審議会につきましては、一定人勸の説明とかはさせていただいておりますけれども、やはり審議会となりますと、まず諮問をしてというような形になってくるかと思しますので、それがない限り、そういった部分というのは答申は出てこないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○9 番

なぜ諮問をしないのかというか、今の段階で諮問はどの程度されてるのか。ちょっとあまり諮問されたという話を聞かないんで。これ、する、しないって担当課が決める問題じゃないと思うんですけどね。一定やっぱりしなくちゃいけないのかなと思うんですけど、こういう状況になってくればと私は思いますけども、その辺はいかがですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

そうですね、諮問の状況といたしましては、今回の特別職の町長、副町長です、そういった部分に関しては、諮問を最近はさせていただいたといった部分でございます。

その前となりますと、平成19年のときに、また町長とかの減額のときですね、そういったところで諮問をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○9 番

平成19年といったら、これ十数年前ですね。十数年前といったら、卵で言うと、今300円とすれば150円しなかったですよ。120円ぐらい。もう倍以上は上がってますね。そう考えたときに、何もしないのどうなのというのは正直感じます。その辺は検討、やっぱり合理的なというか、一般的な考え方としてそれは必要なのかなと思いますので、よろしくお願いします。

報酬審議会に関しても、やはり、審議会の委員の皆さんにきちんとした情報を提供する必要があるのではないかと私は思いますね。過去のを私、見さしてもらいましたけど、何でしょうか、微妙な、知らないなという方が結構強く発言されたりですね、ちょっと悲しいというか、行政に不満を持っている方はそもそもカットには賛成でしょうし、そういう方もちょっと紛れてたなという感じはするんですけど。

さらに、公開性という観点から、当時、傍聴すらも拒否したんですよ。本来拒否しちゃおかしいんですよ。秘密会という形にしないといけないんですけど、秘密会というの、本来町長がチェックしなければいけないはずなんですけど、それもなぜか勝手にやっちゃったみたいなどこあるんで、ちょっといろんところで不具合、運用、何でしょうね、ちょっと分からないんですけど、そういう、何段にも紛れてちょっといろいろ矛盾してるんじゃないかと思うんで、何とかその辺はトータルで考えていただいて、よろしくお願いします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

すみません。先ほど、特別職については特別職報酬審議会という。たしか、私もちょっと明確にはあれなんですけど、議員さんの報酬につきましては、発議にてなるのかなというふうには、ちょっと間違ったら申し訳ないんですけども、そういった形で対応していくというような形で考えております。

以上でございます。

○議 長

井戸議員、よろしいですか。

○9 番

いいです。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第55号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第11 議案第56号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関
する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第56号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第56号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第12 議案第57号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第57号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第57号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第13 議案第58号 平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第58号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8番

地域限定保育士について、一般化ということは、これ、その地域限定保育士、今まで奈良県は関係なかったわけですが、これを奈良県内なり、平群町も含めてですね、こういう資格を全国どこでも取れるということやから、さっき説明あった年2回の保育士試験をして地域限定保育士という、普通の保育士さんよりちょっと軽いんかどうかわからないですけども、取りやすい方法で取れることができるということですよ。奈良県はこれを推奨して、奈良県内でも、この地域限定保育士さんを多くつくろうというようなことになってるんですか。その辺はどうなんですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

奈良県におきましても、令和8年4月1日よりこの地域限定保育士の資格試験について実施を行っていくと。前期・後期、2回の保育士の試験があるんですけども、奈良県におきましては、後期、10月の試験からこの地域限定保育士の制度についても資格試験を行うということで聞いております。

以上です。

○議長

山口議員。

○ 8 番

分かりました。

それは、3年間はその地域で、地域のくくりというのは、奈良の場合は奈良県全体ですか。分かりました。

それで、あとですね、その次の59号、60号も含めて今説明あったんですけど、虐待の通報というのが今回出てるんですけども、これ、今まだそれしてませんけども、虐待、町内の施設というか、そういうので事例というのは何かあるんですかね。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

事例があったかないかということでの御質問でございますが、今のところ、そういった事例はございません。

○ 議 長

ほか、ございませんか。植田議員。

○ 7 番

この地域限定保育士の試験を年2回ということ、これは年齢制限とかあるんですか。何か、試験を受けられる資格要件みたいなところ。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

通常の保育士免許の試験と同様ということでございます。年齢制限につきましては、それと同様ですね、これに限って何か制限が課せられてるということではございません。

以上です。

○ 議 長

ほかございませんか。井戸議員。

○ 9 番

ちょっとこの地域限定保育士制度の話になってくるんですけども、奈良県も取り入れるということですけども、普通にちょっと問題かなと思うのは、簡単に言ったら、年1回が年2回になるので半年繰上げですよ。資格を取るのに半年繰上げする代わりに3年間縛られると。平群も含めて奈良県は、はっきり言うて大阪のほうが月額二、三万円高いですよ。年収やったら20万円ぐらいは、もっと違ってくるか、30万円近く変わってくるわけで、そうやってき

たときに、地域限定というのが、奈良県で保育士になりたい方は、半年待てば3年の縛りがなくなるということになっちゃうんで、その辺についての不具合というのはどういうふうに考えてられるんでしょうか。逆に受けないという人が増えるのか、ちょっとその辺分からないんですけども、実態のほう。よろしくお願いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

半年待てばというのは、ちょっとすみません、私、理解できませんでして、年2回の保育士の資格試験が県で実施をされておるわけなんです。それが4月と10月、2回で、奈良県におきましては、来年度は後期の10月の試験からこの地域限定保育士の試験を開始するということですので、その半年待てばとか、4月を一旦飛ばして10月の試験を受けてということでの理解でいいですか。10月の試験には地域限定保育士の試験が開始されるので、そこで試験を受けていただいたら地域限定保育士の資格は取れると。地域限定保育士と保育士で何が試験内容が違うのかということになってくるんですけど、要は、地域限定保育士のほうは、極端な話、取りやすいと言うたら語弊があるかもわかりませんが、通常、保育士の資格を取るためには、先ほど申し上げましたように、受験の資格は同じなんです。保育士の場合は実技試験に合格をしてもらわないといけないんですけども、これは、地域限定保育士は実技試験のかわりに実技講習、奈良県が実施する講習を受けていただいて、ある一定の時間決められてますけども、その講習を受けたらその資格が取れると。ただ、保育士資格を取った先生は全国どこでも保育士として勤務することができるんですけども、地域限定保育士は、奈良県で試験を受けられたら3年間は奈良県で働いていただかないといけないと。3年たったら全国で働いていただく資格が付与されるという仕組みになってます。

ですので、議員おっしゃられたように、やはり賃金には都道府県に差がありますので、当然、奈良で働くよりも大阪ということを考えることもあり得るかと思えますし、今まで特区でされてきたというのが、やはり保育士不足にかなり悩んでる、逼迫してた都道府県が特区として今までやってこられたわけなんですけど、それを一般的に、全国どこの都道府県でも、都道府県が実施するということを決めさえすれば、地域限定保育士の資格を取って保育士として勤務していくことができるということの制度の改正ということでございます。

○議長

井戸議員。

○ 9 番

なるほど、ちょっと勘違いしておりました。

じゃあ2回目に関しては、二つ併願できるということですかね。保育士も受けて、同じ日やったらできないのか。ちょっとその辺はどうなの。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

4月と10月に試験が行われます。4月に保育士免許の試験を受けられて、合格されればもうそれで、当然保育士として活躍されるわけですから、わざわざ10月に受けていただく必要ないんですけども、4月が駄目だったら10月の試験を受けていただいてもいいですし、地域限定保育士の試験を受けていただいてもいいですし、構わないと。地域限定保育士のみを目指される方は10月の試験を受けていただいたら、地域限定保育士としては採用の可能性があるのでございます。

○ 議 長

一度に両方は受けられへんということやな。

○ 住民福祉部長

両方は無理です。どちらかです。両方は無理です。

○ 議 長

ほかございませんか。関議員。

○ 1 番

すみません、今のおさらいしますと、令和8年の場合は10月から地域限定保育士の試験を行うということで、令和9年からだったら、もし4月に受けられて落ちた方は10月も受けられるということですかね。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

奈良県が実施をされます資格試験でございます。今我々が得てる情報では、来年度は10月、後期の試験から開始するということですから、それ以降、地域限定保育士、4月、10月あるんですけども、2回実施されるかどうかについては、奈良県の方針としてはまだ決まっておられませんので、その辺りはどうなるか分からないということです。

○ 議 長

関議員。

○ 1 番

それからですね、地域限定保育士は実技試験がないということで、実技講習を受ければオーケーということですよ。これは、保育士さんへの門戸を広げるためかなということも思います。さっきおっしゃってた3年間は奈良県で働いていただいて、あとは全国で働いてもらってもいい、他府県でもいいということですよ。地域限定保育士で取られた資格って実技試験を受けてないじゃないですか。それでも全国で働けるんでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

今おっしゃられましたとおり、実技試験を受けておられません、実技講習を受けておられて、3年間現場で働いておられますので、4年目以降は全国どこでも保育士という資格で働いていただくことができるというものです。

○議長

関議員。

○1番

はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第58号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第14 議案第59号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第59号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第59号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第15 議案第60号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第60号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第60号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11時 55分)

再 開 (午後 1時 30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第16 議案第61号 平群町空き家等の適正管理に関する条例の一部
を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第61号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8番

今回の改正を受けて、今回7月に一定の調査をしてですね、また来年度から実態調査、管理不全空家、それから特定空家を含めて、今500以上ある空き家について調査するということですが、その調査方法と、その後、内容によっては指導すると。その後、指導しても改善がなければ審議会にかけて、その後、勧告ということになるんですが、この流れについて、その期間も含めてどのような流れになるのか、その辺の説明していただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいまの質問です。調査方法やスケジュール感のことについて御質問です。

まず、調査方法につきましては、今年7月から10月に、現地確認と水道の開栓状況を基により、空き家541件を確認しております。これについて、管理不全空家及び特定空家等に該当するかどうかの分類整理を行います。

続いて、春頃に分類整理した管理不全空家等と思われる家屋について、協議会に認定について諮問し、認定となれば、所有者等に対して改善に必要な指導を通知するというようにしてあります。その後、改善されない場合は、おおむね半年間かけて複数回、改善通知をする予定をしております。そして、秋頃に改善がされない場合は、管理不全空家等の勧告について協議会に諮問し、勧告となれば、所有者等に対して勧告を通知することになっております。勧告された管理不全空家等については、翌年度の固定資産税の住宅用地の特例を解除することになっております。なお、固定資産税の基準日は1月1日になっておりますので、それまでに改善されれば、引き続き住宅用地の特例は適用することとなっております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 8 番

ということは、もう7月から10月にかけて調査して、一定、適正管理できてない不全空き家についてはもう調査済みということですね。

じゃあ春頃から、今の話だったら、今回、指導はもうじゃあ春から行うという、それとも、もう10月までに終わってるから、それを整理し次第、指導の通知を送るということでしょうか。その後、その指導通知はもう別にあれですよね、審議会とかそういうところにかけるなくてもできるということですよね。町のほうの判断ですということ。それもかけるんですか、全部。その辺、もう1回ちょっとごめん。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

把握しているのは541件ということで、空き家の確認をしています。それを基に、年明けぐらいに管理不全空家なんか特定空家なんか、それと思われるものについてピックアップし、春頃に協議会に諮って認定等されれば、その後、町が認定通知と併せて指導の改善箇所とかを記載した文書を送付すると。ほんで、秋頃までに改善されない場合は、今度はもうできてないということで勧告という通知を送ります。ほんで、勧告されれば、翌年度、固定資産の基準日が1月1日なんで、翌年度の固定資産税の住宅用地の特例は解除ということで考えております。

以上でございます。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

そしたら、その審議会というか、審査するところには2回かかるわけ。そうなるわけね。指導する前と勧告する前の2回やね。それに、これぐらい時間かけてやるということで。一番早い場合、もう来年の1月、固定資産税は1月1日ですから、1月1日超えても改善がなければ、もうその時点で、令和9年度の固定資産税から特例はなくなるということですね。そういうことでしょうか。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

早いものでしたら、今年4月から指導に入りますので、年内に改善されなければ、令和9年4月の固定資産税の納付書から住宅用地は外れることになりま

す。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

この件はそれで分かりました。相当厳しい措置になるということですので、慎重な対応ももちろん求められるんですが、その辺のね、いろんな通知を送ったりしますし、また、固定資産税の納付書を送ったりするときに、その辺しっかりと説明はされると思いますけれども、ちょっとみんな何人かそういう話、高齢者の人は特に、自分がいてる間はいいいけれども、いなくなったときに、息子さんらとか娘さんらがちゃんとやってくれるかどうか、このことをしっかり教えとかなあかなというような声も聞こえてくるんで、ちょっと、今すぐ関係ないところであっても、しっかりと周知していただきたいということはお願ひしておきます。

それからですね、今度の国の改正空き家対策特別措置法では、空き家等対策計画を立てることができるところになってるんですが、平群町はこれを策定する方向なのかどうか。今回の条例改正とはちょっと逆の立場で、空き家を活用するということが僕は中心になると思うんですが、その辺はどのように考えてるのか、どうでしょうか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

空き家対策の計画については、ちょっと申し訳なかったんですけど、議会のほうにはお示ししてませんでしたけども、令和7年2月に開催した対策協議会において、計画のほう、もう既に策定をしております。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。山口議員。

○ 8 番

それはちょっと、議会には出してもらったっけ。それは失礼。分かりました。

その中でね、この前、その空き家対策計画というのは、活用のほうも含めてになるわけですけども、ちょっと見てないというか、もらってるみたいですけど、ちょっとしっかり見てないので分かりませんが、ちょっとその辺、申し訳ないけども、9月の議会で一般質問で取り上げてですね、国の補助事業として国交省がいろいろやってるということで、空き家改修補助制度、空き家お片づけ補助制度、住替え支援制度というのがあって、町のほうでも調査研究して

いると。ほんで、副町長のほうからはできるだけ早く実施したいというような答弁があったんですが、どの辺まで進んでるのか、その辺どうでしょう。

○議 長

寺口理事。

○理 事

制度についての調査研究についての御質問です。

まず、住替え支援制度につきましては、茨城県の取手市で取り組んでおられる制度であります。ただ、シニア世帯と子育て世帯とのマッチングがなかなか進まないとのことで、令和5年に制度を廃止したと聞き取りをしておるところでございます。

空き家改修補助や空き家お片づけ補助につきましては、空き家等対策計画の策定により、利活用が可能な補助メニュー等について調査をしてみました。国の補助制度がないことから、一般財源での実施事業となります。空き家改修補助及びお片づけ補助等につきましては、空き家利活用の観点からも有効であると考えております。まず、事業を実施するか否かについては、全体の予算の中で、優先順位や、時期やタイミングを見ながら協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

調査してるけども、最初に言われた取手市がやってる分についてはなかなかうまくいってないということですね。その辺、もちろん補助メニュー、国が出してて、手挙げて、それがそのままうまくいくかどうかもちろん分かりませんが、町の場合は財政のことがあるから、できるだけ補助事業があるほうがいいということでしょうけれども、しかし、補助事業がなかったら、町の金額的な問題もありますけど、補助事業にしても国が全部出してくれるわけじゃないんで、その辺勘案して、一般事業としてできるもんは、金額を抑えてでもですね、私はやってみればいいというふうに思いますので、そのことは引き続きよろしくお願ひします。

それから、空き家でね、この間、これもちょっと住民の方からで、500以上ある空き家の中で、近所に空き家があって、その空き家をね、草とかぼうぼうになってるんで何とかしてほしいと思ってるいろいろ周りの人に聞いてみたら、要するに所有者がいない空き家ですね。要するに、相続放棄されて、誰もその財産を受け継がないという場合。最終的にはその場合は国のものになったりす

るんですけども、ただ、それまでの手続はじゃあどうするのかと。要するに、裁判で、調べてみると、家庭裁判所で相続財産管理人の選定を申し立てなあかんと。じゃあこれ、誰が申し立てるんだというようなこととかね。取りあえず、相続放棄しても、相続人に対して管理する義務があるんで、例えば町のほうからお願いとかはできるんですが、ただ、それでも本人は、いや、そんなことできないと拒否されればそれ以上できないというようなことも、調べてみると書いてあるんで、この辺についてね、平群町でも何件かあるみたいですよ。既に私、1件だけはその人に言われてそういうことがあって、その辺、どこが、誰がどうしてくれんねんと。近所に、隣に住んでる人にとっては迷惑なんでね。それが例えば特定空家になっちゃって倒壊するおそれがあるのかなったら、じゃあそれ、誰が面倒見んねんということになるんですが、その辺、町としてもいろいろ調べたり、これまで事例とかあればですね、この場合、どういうふうな対応をされるのか、その辺少し説明していただけますか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

先ほどの空き家等対策計画ということで策定してるんですが、議会のほうにはお配りしてなかったんで、またお配りのほう、させてもらいます。申し訳ございません。

それから、相続放棄とか所有者不在の対応としまして、今回新たな制度として、市町村が裁判所に財産管理人の選任を請求して、選任された財産管理人が所有者に代わって空き家の管理や、また修繕、処分を行うことができるという制度が今回できました。事例のほうはまだちょっと運用したことないので分かりませんが、一応こういう制度ができましたので、これに準じて運用していきたいと考えています。ただ、費用についてはですね、裁判所に申し出た際に、その固定資産税を含めて、財産がどのくらいあるのかとかいうことを踏まえて、予納金というのは数十万円から100万円以内であるみたいですよ。それについては、固定資産とかその財産を処分して、その処分代、管理人の経費等差し引けたらいいんですけど、引けなかったら、その予納金から一定引かれるということになります。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

ちょっと1回文書でね、ちょっとその辺の流れね、制度ができたということ

なんで、その制度についてまた、今でなくていいですけど、教えてほしいんですけど。結局、時間がかかる。その間も、倒壊までいくかどうかは別にして、草木の繁茂で、もうそれこそ、それを勝手に人の財産ですから、ほかの者が草刈ったりはできませんので、その辺、スピーディーに対応できるようにしないと、これから増えてくると思うんですよ。その辺の対応についても、ちょっと住民の皆さんにもね、いろいろこういうことになってるよと。ただ、それが持ち主がいない空き家なのかどうかというのは町でしか分からないと思うんですよ。例えば、固定資産税の請求したときに、当然送り先がなくなりますよね。だから、そういうところで分かり次第、やっぱり対応していく必要があると思うんで、その辺についてもね、ちょっと今後どうするか、もう対策はいろいろ、やり方とかマニュアルとかできてるんだったらいいんですが、その辺も含めて、ちょっとこれ、今の話だけじゃちょっと分かりにくいんで、またゆっくり詳しく教えていただきますけども、その辺は、今後ちょっとこの辺、気をつけていただきたいなというふうに思うんですが。

撤去費用のことをおっしゃったけど、じゃあ例えば、建物壊して残った土地を売ってですね、国の財産となったときですよ、売って、じゃあそれで全部賄えるのかどうか、賄えなかったらどうするのかというようなことも出てくるかもわかんないです。地価がむちゃくちゃ下がってる場合とかですね、そういうことも考えられますし、場所によりますよね。だから、その辺も含めてマニュアルはどういうふうになってんのか、ちょっとまた事例とか、ほかのところであれば教えていただければ。結構聞かれるんですよ。どうするねんみたいな、どこへ言っていったらええねんというのがあってね、一義的には町のほうにというふうには思うんですけども、その辺、またゆっくり聞かせていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第61号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

続きますして

日程第17 議案第62号 令和7年度平群町一般会計補正予算（第4号）
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第62号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8 番

学校の体育館の空調設備について、何点かお聞きします。

既に、平群小学校と北小学校については、この後、請負契約も出てますが、あと南小学校と中学校についてですね、今回予算計上されたということで、南小は空調以外にLEDと屋根の防水、中学校はLEDに屋根防水、さらに床・天井の改修、これも含めての経費だと思うんですが、後から出てくる平群小学校、北小学校のあれ、平群小学校は空調だけですけれども、それに比べて非常に金額が大きいんですが、内訳をね、こういう概要をつけてもらってるんで、これのそれぞれの予算計上の内訳をちょっと説明していただけますか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

工事費の内訳についてのお尋ねです。回答させていただきます。

本議案につきまして可決いただいた後には入札手続ということがされるわけなんですけども、入札に際しましては、設計図面、それと仕様書、それと併せて積算の内訳書、これも参考資料として入札参加希望者に貸与するということにしております。ただし、その積算内訳書につきましては、項目と数量のみの記載で、単価であるとか金額については、これはブランクと。いわゆる、金抜きの内訳書を貸与するということになっておりますので、現時点におきまして、内訳については発言は差し控えたいと思います。

○議長

山口議員。

○8番

いや、だから、積算してる、全部その細かい数字を出してくれと言ってるわけじゃない。空調設備が幾らでLED化が幾らで、それから、例えば中学校だったら床とか壁とかあるわけでしょう、天井とかあるわけでしょう。それ、それぞれ項目別に大まかには出るわけでしょう。入札の場合、そんな細かい数字で全部やるわけだから。一つの業者に全部一体でやらすんですか。空調も屋根も全部一つの業者にやらすんですか。そういうことで言えないということですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

発注形態については、まだいまだ決定しておりませんので、どういう形になるかというのは、今お答えできません。

○議長

山口議員。

○8番

議会では予算が適正かどうかを審査するわけですよ。それを全くそれ言わないだったら分かんないじゃないですか、そんなん。細かい話を、入札妨害するような話を聞いてるわけじゃなくて、空調設備はこれまでの説明では1億3,500万円と言ったのが、この前、9月議会で北小学校と平群小学校の予算で出てきたのが1校1億1,000万円ぐらいですよ。今回、入札に当たって当然差益出ますから、下がるのはいいんですよ。8,000万円程度になってるじゃないですか。それから比べれば、南小学校や中学校のこの金額がべらぼうに高いんじゃないかという、そこから見れば思うじゃないですか、誰だって素

人目に。だから、空調が大体、いや、予算設定ですよ、幾らでって聞いているわけですよ。総額の予算は議会へ出してるわけだから表に出てるわけじゃないですか。言えないというのは、それはどういうことなんですか。言えないの、それ。私、専門家じゃないから分かんないけども。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

大きな区分で言いますと、まず中学校、これ、直接工事費のベースです。建築については大体1億5,000万円ぐらいの予定です。電気設備については2,000万円ちょっと、機械設備については4,500万円ぐらいということで、これは大きなくくりでなります。

南小学校につきましては、同じく建築では7,000万円強、電気については2,000万円弱、機械については3,000万円強というような、これは直接工事費での内訳であります。これに諸経費と税が加算されるということで積算はしております。

○議 長

山口議員。

○8 番

ちょっと違うんですね。そんな話聞いているんじゃないんですよ。

あのね、もともとこれいつでしたか、今年の8月18日に、小学校体育館の空調、その前にも1回ありましたけども、全員協議会で資料出して説明してくれてるわけですよ。それとの関連で聞いているわけですよ、それとの関連で。ここで出てたときは、空調設備だけで取り上げれば、1校に大体1億3,500万円かかるという話やったんです。それから比べて、今回出てる予算が、さっきも言いましたけど、北小と平群小学校が最終的な入札請負になったのは、どっちも8,000万円ちょっとじゃないですか。1億3,500万円と言っていたのがそこまで下がってるわけじゃないですか。今回、これ出てきたのは、中学校や南小学校はそれ以外のほかの工事もあるから、ある程度高くなるのは分かりますけども、それでもあまりにも金額が大き過ぎないかということで聞いているわけです。だから、その機械が幾らとかじゃなくて、ここに書いてるじゃなくて、空調施設で大体これぐらい、天井の工事でこれぐらい、細かくはいいですけど、それ以外でこれぐらいということが分かればいいわけですよ。だから、1億3,500万円のこの最初の資料とは大きく変わってきてるから、その辺がどうなってるかというのを確認してるわけですよ。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

空調部分につきましては、さきに実施いたしました平群小学校、北小学校、これと同様の、今回も設計と積算になっております。それぞれ規模が違いますので中身は違いますけれども、ほぼ前回と同じような積算の結果になっております。

建築工事につきましては、これも御紹介いただきましたように、今回は防水であるとか内装とかいうのが加わっております。特に一番大きいのは屋根の改修、あるいは防水の改修というところになります。これはもう6,000万円とかそれぐらいのかなり大きなオーダーになってます。これにつきましては、中学校、南小学校共に建設以降全く手を入れられてないというところで、今回全面的な工事が必要ということで額が大きくなっております。

併せまして、屋根の工事になりますので、当然安全対策のために、足場を建物全周に敷設する必要があります。これにつきましても、体育館、規模大きいですから、かなりの費用を計上しております。

加えまして、中学校につきましては、これも御紹介ありましたように、内装ですね、かなり傷んでおりますので、これにつきましても、断熱化を兼ねて内装を、壁のほうを全面的にやり直すというような費用を計上しております。これも体育館の中、壁全てということになりますので、また、加えまして体育館の天井、高くなっておりますので、これもまた足場が必要になってくると。後に残るものではありませんが、工世上必ず必要な内容となりますので、これにも費用計上をしておるといふところです。

以上です。

○議長

山口議員。

○8番

分かりました。結構、空調以外が相当な金額がかかるということで、中学校で見たら3億5,000万円ですからね。相当、空調だけだったらその半分以下ですから、それで大きくなるのは分かります。

あと、これの今後の予定ですけれども、今回予算計上されて、この後当然入札ということになるんですが、当初の、最初に1月に聞いてたときよりも、もう8月の全協では大分、3か月前倒しになって、今回さらに、平群小学校と北小学校については、もう1月から工事始まるという。だから、当初の予定より大分早くなってるんですね。南小学校や中学校についても、規模がちょっと、工事の内容も変わってきますんで、変わりますけれども、一応、いつ頃完成予

定ということになってるのでしょうか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

今回の議案、議決いただきましたら、速やかに入札手続に入りまして、こちらで考えておりますのは、3月の定例会で契約の議決を頂けたらというふうに思っております。そこから準備等々始まるわけですが、こちらの発注者側の思いとしましては、南小学校については、これも今、議案上げております平群小学校と北小学校、これも議決いただけましたら工事にかかりまして、それが7月末まで、7月31日を工期として設定しております。

私どもの初めの計画では、4校が工事だらけにならないようにと、中空けましょうと、ちゃんと使えるようにということで計画立てておりましたので、8月からは内部にかかるというような計画でおりますので、南小学校については、実態的には、内部を触るのが8月から12月を予定しています。中学校につきましては工事量はかなり多いので、翌年の2月までと。3月には、新しくなった体育館で卒業式、終業式を迎えていただきたいというように、手順とスケジュールに従って進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

山口議員。

○8番

分かりました。

平群小学校と北小学校については大分早くなるけれども、南と中学校については、当初の8月に出てたやつかな、中学校は再来年の3月までという話でしたから、あんまり変わらないということです。結構、当初の予定より、空調以外の工事量が、さっき説明ありましたが、相当多くなったということになるわけですね。だから、当初考えてたより、その分当然予算も増えたというような考えでいいですか。最初、空調全部4校ともやるというときに、もちろん中学校の場合、天井とか床もという話は出てましたが、これぐらいの金額になる、当初思ったより相当金額増えたということ、そういうことでよろしいですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

予定としては想定の中です。工期につきましても、大体当初想定してたとお

りで、一月ぐらいの差引きはありましたけども、一番初めにお示しさせていただいたときとそんなに多くは変わっていないというところです。

○議長

ほかございませんか。馬本議員。

○12番

先ほど山口君の話やねんけど、今度、66号か、次出てくるけども、その入札結果表を僕持ってるねけど、これはみんなオープンにしてるはずやから。この場合は、最低限度額作ってんねや、これね。この空調ばっかりやったの。これ、平群小学校と北小の話や。となれば、今度体育館とかみんな入りますんで、総合請負業という立場で僕はされるんじゃないかなと。要するに、分離発注じゃなしに、そういうように認識は今してます。

そこで、今度は最低限度額作んの。それだけ教えて。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

平群町の場合、発注基準ということで、特に明確に示しておりませんので、あくまで大きな工事が出たときに、それぞれ公平性、公正性、客観性というようなことを第一にしながら決めていくもんかなと。それに当然経済性というのも加えてやっていくのかなと思っておりまして、現時点でちょっと私ども、教育委員会事務局として、これ最低制限を設けるのかとか、どういうところに発注することになるのかということは、現時点でちょっと我々も考え持っていないというところでございます。

○議長

馬本議員。

○12番

なぜ聞いたというたらね、今度、66号やったら最低限度を設定してんねん。これ、入札結果見たら同じ金額入ってるやん。最後はくじ引して決めてはるわけや。それは、平群小学校と北小学校の空調設備についてはそのようになさってるわけ。そやから、今回どないされるのかとちょっと興味あったから、中身の金額については僕は聞きませんけども、要するに、また一般競争入札をされると思いますけども、まだその点については決定してないということですね。けれども、システム的にいけば、総合請負業という感じで事業はされるのと違うかなと。それはそっちが決めはることやけども、天井とかいろんなとこ、みんなしやなあかんからね。そういう形を作らはるの違うかなというふうに想定しますねけど、想定ですわ。それもあえて答えは聞きません、聞きませんけど、

そうふうになっております。

それで、今、竣工についてはいろいろおっしゃいましたけども、あとの請負ありますけれども、平群の場合は平群小学校、北小については来年の7月かそのぐらいに竣工したいなというふうな御希望をおっしゃったと思います。そうならばね、この今回の予算にはね、繰越明許じゃないけどもね、想定していかなあかんかったん違うかなと。平群の中学校と南小学校については繰越明許をここに、今度、議決案件として載ってるわけやけど、また3月にお出しになると予定されてるのかな。教育委員会さん、どうですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

失礼します。

9月議会で補正いただいたときにも繰越明許費という形で添付させていただきました。また、今回においても同様に添付しておるというところでございます。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

9月議会を出してくれてはんねんな。そうかそうか、ほんなら僕の勘違いやっつてんな。

それはそれとしてね、どっちにしろ、ほんまに山口君が言うてるように、高額なお金かかるんで、そこで競争原理を働かしていただいて、その点、幾ら70%が交付税で返ってくるといえども、30%は町が負担、一般財源の負担になりますので、その点もひとつ認識いただいて、競争原理の努力をしていただいけませんか。その点はどうですか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

御指摘あったとおり、入札ということで、競争性の確保ということも重要なテーマの一つですので、そういうことも勘案しながら次の手続に臨みたいと思います。

○議 長

ほかございませんか。井戸議員。

○9番

まず、福祉ですね。ちょっとよく分からないので教えてほしいんですが、障がい者福祉の支援ですね、自立支援医療なんですけれども、これが増額された理由としては、要因ですね、障がい者の数が増えているのか、サービスが増えているのかというのをちょっと教えてください。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

失礼します。

自立支援、更生医療の件なんですけれども、今年度につきましては利用人数が増えたわけではなく、更生医療の手術等の内容ですね、そちらのほうで金額が上がっているということでございます。

○議長

井戸議員。

○9番

では、サービスが増えたわけではないんですね。分かりました。

ちょっとそれから、もう変わりますけれども、これもちょっと健康保険課になってしまうんですが、子どもの医療費が上がっているということですが、これも、子ども自身が減っているにもかかわらず医療費が増えているということなので、どういう要因があるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの質問です。

子ども医療費についてなんですけれども、年々人数は多少減少はしていっているんですけれども、医療費の増加というところで、令和2年度や3年度のコロナ禍の状況からずっと経過がたどられているんですけれども、感染対策、今みたいにマスクをしているとかいうことで大分防げたものが、これを緩和するというので、コロナであるとかインフルエンザであるとかマイコプラズマであるとかRSウイルス、いろんなものですね、やはり緩和されることによって発症してくる方がおられます。それが、抵抗力の弱い子どもや高齢者の方たちにはやっぱり蔓延してしまっていて、医療費がどうしても上がってきているという状況です。

以上です。

○議長

井戸君。

○ 9 番

ありがとうございます。なるほど。予算的にも想定よりも多かったということですよ。分かりました。

次なんですけど、これ最後かな、今まで防犯カメラについては、いろいろ僕も実際に一般質問させていただいて、当時、自治会関連で1台50万円で予算を組んでやってたと思うんですけども、半分ぐらいが県とかの補助だったんで、実質25万円の負担だったんですけども、当時、僕の中でいろいろ専門的な方とお話しさせていただいて、ほかの導入事例を見ると、50万円というのは大体半額の25万円から20万円でできたんですよ、今回、防犯カメラに伴う設置工事に関して増えてるんですけども、実際、その1台当たりですね、今、それから結構たってますんで、どれぐらいで買ってるのかというのをお聞きしたいんですよ。実際そのときと違って、今は中国製のものが問題になってますから、安けりゃいいかという問題もあるんですけども、そこも含めて何製のものかというのと、先ほどのお値段と、これをちょっと聞かせてください。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

ただいまの防犯カメラの御質問にお答えさせていただきます。

今回、補正で工事予定しているのが二つございます。一つが、これは50万6,000円、もう一つが35万2,000円ということで、値段の違いはあるんですけども、一つは電源の引込み工事が一つ終わってるものがあるんで、そのやり替えの工事になりますんで、通常より少し安い積算で見えております。

物についてなんですけれども、ちょっと詳しい資料、手元にはないんですけども、国産であるかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○ 議 長

井戸議員。

○ 9 番

僕としては、防犯カメラ、今ちょっといろいろ探しまして、一旦購入させてもらったんですけど、独自で。それが、僕も何も知らずに普通に安いのを買ったんですけども、後から有名な、一番売れてるらしいんですけども、T P - L i n k という、今はやりの1万五、六千円あれば、防犯カメラと、メモリも四、五千円、これは多分日本製なのかなという感じで四、五千円で、1万円ぐらいで大体1台が作れる感じなんですけども、その後中国製というのを知って、それもさらに、防犯カメラを全部支配できるというのがロシアのサイトでも5

00個ぐらいバーンと出たりとか、中国でも、いつでも盗めると言ったらおかしいですけど、情報はやりたい放題になってるので、ネット経由で、困ったなと正直思ってるそこなんですけども。

その辺の問題は、今までの防犯カメラでいけば、ネットワークにはつながないですよ。だから大丈夫かなとは思いますが、そこの確認と、そういう今後、やはり中国製、今特に問題になってますけど、携帯電話でも、ネットワークを使うものは上から、HUAWEI、Xiaomi、OPPO。OPPO以外はもう全部、上二つはもういろいろ言われてますよね。変な機器が入ったりとか、情報操作したりとか。OPPOも、でも、あんまり信用できないんじゃないかという、これはもう分からないという状況なんですけども。

先ほどのTP-Linkにしても、一番売れてるのに、もうFBIが警告を出したと。今、もめてるのはヨーロッパのバスですよ。全部ネット制御してるんですけど、バスを一斉に中国は止めることができると。まあ大変だなと。インフラを頼り過ぎるのも怖いというのが正直なところなんですけども。

そういう意味で、今後も中国製品に関しては、安いのはすごい分かるんですけど、ある程度規制して、そういうハイテク系は気をつけなければならないなとは思いますが、その辺のことも含めて答弁をお願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現場のほうで、カメラ以外にもレコーダーとか分電盤であるとかポールであるとか、そういうものが必要になってきますので、少し金額は高くなっておりますが、先ほど議員からもおっしゃっていただきましたように、ネットワークには接続はいたしません。ですんで、現場のレコーダーのほうに記録を残して、必要であればその記録を取りに行くということで、ネットワーク経由でその情報がどこかへ流れていくとか、そういうことはないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長

ほかございませんか。森田議員。

○11番

16ページの斎場のところの維持管理費ですね、金額は知れてるんですけど、具体的にどういうことをやられるのかね、ちょっとお教えいただけませんか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

ただいまの斎場の維持補修工事についての御質問です。

今現在ですね、火葬棟のほうの外壁のタイルが経年劣化によって浮いてきていると、浮きが生じているというところで、今、外壁沿いの駐車場についてはポールを置いて止めていただけないように柵をしているところでもありますけども、そのタイルを一旦取り除いて補修をするということの工事の費用になります。

以上です。

○議 長

森田議員。

○11番

そのタイルが落下したということだと思えるんですけどね、被害は出てないんでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

実際にタイルが欠落して落ちたというところではないんですけども、点検において浮きが見られるというのが分かったと。落ちて事故になってもいけないので早急に止めさせていただいたというところですよ。

以上です。

○議 長

森田議員。

○11番

平群町だけじゃなくてですね、大阪市内のそここのビルでもタイルが落下するということがよく起こっておりますので、新しい物件をやられるときは十分注意していただきたいなというふうに思いますので、これはお願いをさせていただきます。

それとですね、教育委員会のほうの太陽光発電の補修、結構お金が1,900万円ほどかかっているんですけどね、話に聞けば、落雷による被害だというふうに聞いてるんですけども、間違いがなければ。一般的にですね、家庭の場合でも落雷を受けたときに、それで被害でテレビが故障しても、ほかの電気商品が故障しても、全て保険で下りる、実際下りた方の話をお聞きしたことがあるんですけども、その辺は、町も当然保険をお掛けになっていると思うんですけど

もね、保険の対象にならなかったんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

総合スポーツセンター北側の太陽光パネルの付近にあるパワーコンディショナーが今回更新ということで予算のほうの上程をさせていただいております。

落雷の可能性もあるということで業者のほうからは聞いておりまして、もし落雷であれば保険というのは適用になります。こちらの分についても保険のほうの対象物件にはなっております。ただ、落雷であるという確証が、現在、そのような第三者が出せるような書類がないということで、ちょっと証拠書類というのが整えない状態にありまして、ただ、保険請求というのは3年間できますので、もう一度その可能性も含めて、やはり高額な更新となりますので、そこら辺確認して、もし対象になればそのような請求はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○11番

この落雷はいつの被害なんですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

落雷であるかどうかというのは、まだ確定はしておりません。ただ、パワーコンディショナーが停止したのは令和6年の11月となっております。

○議 長

森田議員。

○11番

もう1年たってるんでしょう。あれは、小型受電だったんじゃないかなと思うんですけど、そうじゃないんですかね。それであれば、電気主任技術者が当然点検されてると思うんですよね。それが分からんというのは、私はちょっと一般的に考えられない。落雷という証拠がないということは考えられないと思うんですけどね、1年たってもその結論が出てないというのがまず不思議だということを思いますので、きっちり処理をして、1,900万円のお金が保険で下りれば非常に助かることですので、頑張ってくださいというお願いだけしておきます。

○議長

ほかございませんか。馬本議員。

○12番

先ほど、12ページ、防犯カメラの件で、今日、山崎部長が、あすのすのところと吉新の角の部分に設置すると、もう老朽化したからとおっしゃいましたね。今日、そのように御説明を受けましたけどもね、要するに、7基して、一定の部分の差額、入札差金出て、緊急に2か所しなければならなくなっただんで、補正予算の今回の金額と入札差金合わせて、今度、その2基を設置されようという認識でよろしいですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回補正で工事する2か所については、おっしゃっていただいているように、既に故障して、今カメラとして機能していない部分もございます。県の補助、ほか追加でついたということもあって今回補正を出させていただいて整備を行うということでございます。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

入札差金プラス、今回補正予算を足して、あすのすと、それと北、そのの交差点やな、そののを新しく設置するという認識でええかと、こう聞いてんねん。それだけのことや。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません、失礼しました。

今議員がおっしゃっていただいたように、請負差金、50万円ほど残っております。それと、今回補正させていただくものと合わせて、今回整備を行うということでございます。

以上です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第62号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
ちょうど3時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時38分)

再 開 (午後 3時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

総務部長より発言を求められておりますので、許可いたします。総務部長。

○総務部長

貴重なお時間を頂戴しましてありがとうございます。

本日午前中に議決を頂きました議案第56号 教育長の給与、勤務時間その
他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の附則中の条例名に誤記があ
りました。

本日、内容といたしましては、御手元にお配りさせていただいております。

議案書では、1枚目の下段から2行目の附則の第1条の第2項でございます。「第1条の規定による改正後の平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」と記載しておりますが、正しくは、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」となります。下線部の部分でございます。訂正しておわびを申し上げます。

本当に申し訳ございませんでした。

○議長

ただいま総務部長より説明がありましたとおり、本日午前中に議決されました議案第56号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての附則中の条例名に誤りがありました。

本件は、当該条例の内容や効力に影響のない軽微な誤記として、お手元の正誤表のとおり訂正することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第56号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、正誤表のとおり訂正することに決しました。

続きまして

日程第18 議案第63号 令和7年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第63号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第63号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第19 議案第64号 令和7年度平群町農業集落排水事業特別会計補
正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第64号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第64号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第20 議案第65号 令和7年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第3号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第65号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第65号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませぬか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第21 議案第66号 平群小学校・平群北小学校屋内運動場空調整備

工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第66号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8番

9月の予算計上に比べて23%ほど低い金額で請負契約されたということ
で、その辺の理由を説明していただけますか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

予算と、今の執行の差ということの質問です。

まず1点は、入札差金。入札しておりますので、入札差金が出ております。
もう一つが、予算の中には、工事費以外に施工管理、いわゆる工事管理に相当
する費用が入っております。これは今回、議決議案ではありませんので計上
しておりませんので、その2点によって下がったということになります。

○議長

ほかございませんか。森田議員。

○11番

この契約方法の中に事前審査型条件付というのが書かれてるんですけどね、
ちょっと私、聞き慣れない言葉なんですけども、ちょっとこの件について御説
明いただけませんか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

事前審査型ということで、今回の入札につきましては、あらかじめ平群町に
登録してるだけの業者じゃなくて広く求めようということで、入札に登録して
なくても、今、手を挙げていただいて、入札登録するに値する業者さんも広く
門戸を開いて参加していただくということで行っております。そういうこと
で、事前に入札参加の要件があるかどうかを確認をした後に、そこで、要件に
合致してるという人だけが入札に参加できると、こういう方式を今回取って
おります。

○議長

山口議員。

○ 8 番

さっきの話で、施工管理がかからなくなったということですね。そうじゃないんですか。一体になってるということですか。

○ 議 長

教育委員会総務課参事。

○ 教育委員会総務課参事

今回の議決の対象ではありませんので、まだ執行してないということです。

1, 600万円ぐらいですので、議決案件ではありませんので、ここには載ってないということです。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

普通一緒にしないんですか、こういうの。もちろん、請負契約は工事ですから、別は分かるんですが、一緒の時期に当然、これはじゃあまだ議決して……、これはもう通ってるからいいのか。なるほど、議会にかける必要はないということですね。その金額は決まってるんですか。

○ 議 長

教育委員会総務課参事。

○ 教育委員会総務課参事

まだ決まっておりません。というのは、当然、工事があつての施工管理になりますので、これはまだ仮契約中ですので、本議案、議決いただいた後に工事管理のほうを締結しにいくと、こういうことになります。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

そしたら、工事費が下がってるんだから、当然管理費も下がるということですよ。よろしいですか。

○ 議 長

教育委員会総務課参事。

○ 教育委員会総務課参事

必ずしも工事費に連動するものではありませんが、当然、何らかの折衝をした上で契約をするというふうには考えております。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

ついでに聞きますけど、昨年3月の補正予算で小中学校体育館空調設備等実施設計費4,960万円が出てるんですね。これは小学校、中学校分かれて出てるんですけども、今回そのうちの北小学校と平群小学校の2校なんですね。南、それから中学校も一緒になって、これももう既に当然終わってると思うんですが、これ、4,960万円の、今年度執行ですから、決算額というか確定額、執行額というのは出てるんですか。

○ 議 長

教育委員会総務課参事。

○ 教育委員会総務課参事

契約期間が10月31日になっておりますので、当然完了しております。最終的に金額として入札に付しまして、3,069万円ということで確定しております。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

これ、4,960万円に対して3,069万円ということですから、大体6割ちょっとということですね。もうこれで確定したということで。分かりました。

○ 議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第66号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

続きまして

日程第22 議案第67号 平群町体育施設、公園体育施設の指定管理者の
指定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第67号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7番

この67号と、それから後で出てくる72号、これ、今まで多分、地域振興センターが指定管理で行ってきた分だと思うんですが、今回くまがしクラブに両方ともなったと。その経緯、どういう形で今回、くまがしクラブのほうになったのか、そこら辺、少し説明いただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

指定管理の選定についてお答え申し上げます。

現行の指定期間満了ということになりましたので、各施設の条例ごとに指定管理の条項がありますので、それに基づきまして公募ということで公募の手続を行いまして、広く募集を行ったところでございます。

体育施設、後ほど出てきます公園施設なんですけども、指定管理のほうに、まず現地説明会に来られたものが2社で、結果的に申請があったのは1社ということになりまして、選定委員会のほうで審査をして町長に答申をして最終議案ということになってますが、その選考による結果ということになりました。

以上です。

○議長

植田議員。

○7番

後の72号は、2社現地説明会に来て、最終的に1社が手を挙げたと。体育施設のほうも、もともとくまがしクラブしか手が挙がってなかった。ほか、地域振興センターも今回手を挙げなかった、そういう理解でよろしいですか。後半の分も含めて。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

そのとおりでございます。

○議長

ほかございませんか。森田議員。

○11番

67号と、後ほど出てきます72号なんですけどね、くまがしクラブに決まったということなんですけども、当然金額的にいかがになってるんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

募集の申請書におきましては、申請団体、今回ではくまがしクラブのほうから価格の提案を頂いております体育施設、公園施設につきましては、令和8年から11年まで、5,500万円という形で提案を頂いております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

すると、今までに比べて金額は、人件費が当然上がってると思いますので、金額上がってるんじゃないかなと思うんですけども、今までは幾らだったんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

申し訳ございません。ちょっと説明不足で申し訳ございません。

今までは利用料金制を敷いておりまして、いわゆる体育施設で利用された利

用料金というのは指定管理者の収入となっております。ただ、今回につきましては、収入のほうについては町で収入を受ける。ただ、今まで得ていた収入分の減額分については指定管理料としてお支払いするという形の制度設計となっております。

以上でございます。

○議 長

金額は。

○教育委員会総務課長

すみません、今年度までの金額としましては、年間4,000万円ということでございます。

○議 長

ほかございませんか。井戸議員。

○9 番

今まで地域振興センターがやってましたよね。そのときも予算に、年間ぎりぎりということで、コインロッカーであったりシャワーですよ、あんなのも、潰れても、なかなか直すのに時間がかかったというのがあって問題になったことあったんですけども、結局、そういう決定権限も全てこのくまがしクラブに移るということなんですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません、修繕につきましては、ある一定金額を超えると、我々平群町のほうで。金額に満たない部分については指定管理者のほうでという取扱いになっております。

○議 長

ほかございませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第67号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第23 議案第68号 平群町立老人福祉センターの指定管理者の指定
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第68号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第68号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第24 議案第69号 平群町若井集会所の指定管理者の指定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第69号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。井戸議員。

○9 番

素人質問で申し訳ないんですけども、これと70か、若井の集会所と農村環境改善センターなんですけども、これは、指定管理をそもそもする理由ですね、議決が必要なのかというのがずっと感じてたんですけども、ちょっとこの際聞いてみたいと思います。お願いします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

お答えいたします。

若井集会所につきましては、条例で公の施設ということで定めております。その条例の中におきまして、指定管理をすることができるという文言がありまして、公の施設として指定管理を指定するに当たっては、事前に議会の議決を得るということになってますので、提案をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議 長

井戸議員。

○9 番

今の答弁だったらできるということなんですけど、手間ですよ、これ。書類作ったりとか、契約したりとかと思うんですよ、やっぱり分かりづらいのが、集会所にしても、ほかの自治会との違いがちょっと分からないんですけども、その辺はどうなってるんですか。

○議 長

分かりやすく説明して。

政策推進課長。

○政策推進課長

説明が不十分で申し訳ございません。

まず、平群町の公の施設として条例に定めをしております。今、自治法の規定に基づいて、こういった公の施設を管理委託するに当たりましては、指定管理の手法が今法令で定められてるものになります。他の自治会であったり、平群町が所有している集会所、公民館については、いわゆる普通財産ということで、各自治会とは、その施設を無償賃貸借契約という形で結ばさせていただいてまして管理のほうをお願いしてるという現状でございます。その違いでございます。

以上です。

○議 長

森田議員。

○11番

今、浦井課長から町の所有の自治会館というお話があったんですけどね、調べてみますと、椿井も自治会館は平群町の財産、福貴の分室も平群町の財産だというふうに理解できるんですけども、それは、施設の今の在り方からすれば、町が管理すべきものじゃないでしょうか。町が造ったものですから。使ってるのは自治会かもわかりませんが、今のお話であればですね、それが使っても町が造ったものについては町が管理するという前提じゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがなってるんでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

違いについてということです。

若井集会所につきましては、小集落地区改良事業の制度に基づきまして、地域住民の文化的生活の向上と一層の交流促進を図るということで、当該地域の活動拠点となるべく、集会施設として平群町が設置した経緯がございます。

一方、椿井の公民館、福貴の公民館については、いわゆる公民館法に基づく施設ということになっております。その違いでございます。

○議 長

森田議員。

○11番

いやいや、町の施設は町が管理するんでしょうということを言うてるわけですよ。今回、それに関連して一般質問しますが、ちょっとおかしいんじゃない

ないかと思えます。1回また調べておいてください。

○議長

よろしいですか。

○11番

はい。

○議長

井戸議員。

○9番

いや、僕もちょっとそれが気になったんで、今森田議員おっしゃったとおりで、ほかの自治会も、事実上、町に寄附してますよね。

「してない」の声あり

○9番

してないですか。

うちの自治会とか、知ってる自治会はたしか全部町の土地になってますし、管理権だけもらってるんですよね、ただで。ただで渡してますから。それも条例の範囲ですよ。条例改正して全部まとめたら、この69と70なんですけど、いかがかなと思うんですけど、どうでしょう。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません、若井集会所並びに平群町の農村環境改善センターにつきましては条例となっております。

○議長

暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時35分)

再 開 (午後 3時41分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

総務部長。

○総務部長

すみません、大変お時間を頂戴しまして申し訳ございません。

まず、椿井と福貴の公民館につきましては、公民館法の公民館条例という形で建てられている、残っている施設でございます。そしてまた、町で造ってるといいますか、町の支出をもって建てられたという公の施設か否かということで、上庄と若井の集会所というのは、それで指定管理をしているというものでございます。

そしてまた、各自治会に建てられている自治会館というのは、開発の帰属で受けたりとか、また自治会で建てられたものという形で、そういった形では区分はされておるんですけれども、過去の経緯等をちょっと整理させていただきまして、また御報告させていただくようにしますんで、ちょっとまた、よろしくお願いいたしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第69号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第25 議案第70号 平群町立農村環境改善センターの指定管理者の
指定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第70号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○11番

先ほどですね、指定管理をするに当たってですね、小規模の改修は指定管理者がやると、大規模の改修は町がやるというお話だったと思うんですけどね、非常に老朽化が激しい。町として、あれの老朽化対策というんだけど、特に外壁、その辺はどのように考えておられるんでしょう。

○議長

事業部長。

○事業部長

修繕については、小規模ということで、おおむね10万円以内については指定管理者がやると。それ以外の外壁とか屋根とか、大きく老朽化した部分については町で随時修繕を行っているところでございます。

○議長

森田議員。

○11番

いや、それがやれてないんじゃないかということで申し上げてるんですよ。私は、先ほど言われたように、財政検討委員会のために、できてからですね、ちょっと今手持ち、数字出ないんですけどね、結構年数がたっておられると思うんですよ。外壁であれば5年程度で塗装の取替えとかというのは一般的だというふうに思うんですけどね。町がやるのであれば、当然予算措置をしないとイケないと思うんですよ。時期は別として、金がないとかそういう問題があると思うんですけどね。それは、言ってることとやってることが私は違うんじゃないかなと思うんですけども、その辺のことをもう一度御答弁ください。

○議長

事業部長。

○事業部長

上庄改善センターは、去年、今年にかけて、屋根とか一部修理は行っているところでございます。

○議 長

森田議員。

○11番

それは、町がやられたんですかね。だけど、本当に根本的なことになってないと私は思うので、今回、これはこれで結構なんですけども、町が管理してるということであれば、非常に平群町の活性化に役に立ってるわけですから、ぜひともお金をつぎ込んでいただきたいというふうにお願ひだけしておきます。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第70号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第26 議案第71号 平群町活性化センターの指定管理者の指定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第71号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○11番

先ほどの質疑、議案の号数を間違っておりまして、おわび申し上げます。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第71号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第27 議案第72号 平群町都市公園の指定管理者の指定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第72号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○11番

これは、今回から、先ほどもありましたが、くまがしクラブに委託するとい

うことですけども、どれぐらいかかって、過去はどれぐらいだったのか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

公園につきましての指定管理料ですけども、1年、年度で1,810万円となっております。

今回、指定管理の更新に当たりまして、前回の4年間と値段は変わっておりません。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

私、議員の中では中央公園を一番利用してる者だと思うんですけどね、非常にほかの町村の公園行っても非常に管理が行き届いてるなと思うんですけどね。ただし、非常に傷んできてる。公園の中のトイレも使用禁止だと、今現在ですね。報告があるかどうか知りませんが。その辺の計画もね、一部指定管理から問題点指摘されてる事項があったと思うんですよね。それも改善してないというふうに思うんですよ。

だから、もう一度根本的にね、今庁舎とかそんなことばかり言ってますけども、私は平群町の一番財産は公園じゃないかなと私は思います。私はほかの市町村の公園も行くんですけどね、こんなに管理されてる公園というのは珍しい。その割に利用者が少ないと思いますので、これは意見だけ申し上げておきますが、体育施設のときに申し上げませんでしたけどね、もうフェンスも鉄柱も、もうさびてぼろぼろになってきてるといような状況ですので、きっちり指定管理者の意見を聞いてですね、段階的に修繕計画を立てるべきだというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長

ほかございませんか。関議員。

○11番

先ほどの議案67号のところと今回のこの72号のところの指定する団体が地域振興センターということで、そこからくまがしクラブに代わったということなんですけれども、そこで今まで働いておられたスタッフさんというのはそのままくまがしクラブにスライドするという形になるんでしょうか、お尋ねします。

○議長

事業部長。

○事業部長

公園施設につきましては、そこまでは確認は今できておりません。
以上でございます。

○議長

よろしいですか。関議員。

○1番

そうなんですね。また分かりましたら教えてください。よろしく願います。

以上です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第72号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第28 新庁舎建設特別委員会の最終報告の件
を議題といたします。

本件について、新庁舎建設特別委員会委員長の報告を求めます。植田新庁舎

建設特別委員会委員長。

○新庁舎建設特別委員長（植田いずみ）

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

新庁舎建設特別委員会委員長として、御手元に委員会調査報告書を配付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

これまでの委員会の経過は1から4に記載のとおりでございます。また、ここで私のほうから、5番目の新庁舎建設に係る議会からの提言というのを読み上げることで、委員会の報告とさせていただきますと思っております。

ページ数にして3ページのところからですが、5番目の新庁舎建設に係る議会からの提言、①町民を守る安心・安全な庁舎。

役場庁舎は、耐震性能の優れた庁舎とすること。また、大規模災害時には町民の命と暮らしを守る拠点となることから、大規模災害時においても、役場職員が災害対応するための拠点として役場機能を失うことのないことが重要である。新庁舎のハードとしての災害に十分耐え得る強度は当然のこと、設備も機能を失うことなく適切に稼働することが重要である。災害時には職員が災害対応しやすいようなしつらえとともに、災害時の体制づくりも併せて取り組むことが必要である。

②機能的で町民が利用しやすい庁舎。

全ての町民が使いやすいように、ユニバーサルデザインの考え方を基に設計に反映されることが重要である。また、将来のITやDXなどの技術への対応ができるよう、執務室はフレキシブルな計画とすること。窓口業務の多い担当課はできるだけ同一フロアに集約させること。さらに、町民にとって分かりやすい配置になるよう、また、分かりやすい案内ができるよう配慮すること。

③環境負荷を低減し自然環境に配慮した庁舎。

庁舎が利用するエネルギーは、できるだけ再生可能エネルギーを利用し、地球環境に優しい自然環境に配慮した庁舎とすること。さらに、環境技術の進歩は著しいことから、最新技術が取り入れられるよう情報収集に努めること。

④将来の変化に対応できる庁舎、時間軸を意識した計画。

行政機能の変化など、将来の町民ニーズの変化に柔軟に対応できることが重要である。情報通信技術や人工知能の進化に庁舎だけでなく、職員のスキルも対応できることが求められている。その上で、将来の組織改編や会議室等の需要の変化に対応できるよう、汎用性の高い計画とすること。さらに、新庁舎は継続的な維持管理が必要で、経済的、効率的に管理・運営しやすいシンプルで機能的な建物とすること。

⑤自然と歴史を感じられる親しみやすい庁舎。

新庁舎は、町にとってシンボリックな建物の一つになる。奇をてらうことなく、町民が愛着と誇りを持てるよう、本町の気候風土を丁寧に分析され、長く町民に親しみを持って愛される建物となることを目指すこと。

(2) 新庁舎の配置計画。

総合文化センター内に敷地を設定することから、現在の総合文化センターにある駐車場スペースが減ることになるため、町民等の利便性を考慮し、近隣等に駐車スペースの確保に努めること。

また、新庁舎は、来庁者が分かりやすい位置及び動線計画とするとともに、総合文化センターに隣接することのメリットを十分生かし、それぞれの建物が相乗効果により、さらに利便性や利用効率の向上が図られるよう計画すること。

(3) 新庁舎の規模。

人口世帯減少、超高齢社会の時代に入り、職員数も現在の職員数が最大であると認識し、庁舎の規模は造り過ぎないことが重要である。しかしながら、現庁舎では、町民が来庁された場合の待ち合わせスペースが十分ではなく、個別に相談できるスペースが少ないなど課題も多く、町民に対する行政サービスの向上は最も考慮されるべき点である。また、職員が働きやすく、愛着を持って業務に携わることができるよう、十分な配慮も必要と考える。

新庁舎の規模は、無駄なスペースの徹底的な排除と町民の利便性向上、職員の業務に対するモチベーションが上がるような新庁舎を目指すべきである。

(4) 新庁舎の議会施設について。

① 本会議場。

町民全ての方が議員になる機会があることから、車椅子利用者の方が議員になることもあり、議場は車椅子利用者に対応できるよう配慮すること。

本会議場の多目的利用については様々な意見があるが、未来の町民、議員が多目的利用を行うと判断しても利用可能なしつらえが必要である。よって、本会議場の利用については、様々な可能性を感じさせるよう計画すること。

しかしながら、本会議場は、議会を最優先に考える施設であるとの認識の下、原則として、いつでも議会が開催できるよう配慮することも重要である。

本会議場での議論は、将来にもわたって、議員各位が冷静に落ち着いて町民に分かりやすい丁寧な議論が可能な空間が必要である。そのため、本会議場のしつらえは、議員等の発言が聞き取りやすいなど、本会議場の内装等まで十分配慮すること。

また、傍聴席の確保はもちろんのこと、モニター、マイクやライブ中継など設備、資料のデジタル化など、新しいIT技術等の導入の可能性にも配慮して整備すること。

②委員会室。

議員定数を考えると、将来も委員会室は1室で足りると考える。その1室は、本会議場より会議が行われる回数が格段に増えると考えられ、委員会中心主義に対応するため、各委員会開催に支障がないよう、また、全員協議会、予算説明会などが開催できるよう、汎用性の高い室とするとともに、議会と理事者側が議論しやすいレイアウトとなるよう配慮すること。

本会議場と同様に、一定数の傍聴席の確保、モニター、マイクやライブ中継など、設備等の更新が容易にできることに配慮して整備すること。

③議会施設全般について。

庁舎管理の観点から、議会関連施設は毎日使われていないことに鑑み、町民等誰でもが入れる役場庁舎部分とは別の管理形態を考えること。

正副議長室は、他の市町村の事例を見ても、議長、副議長は一つの部屋でよいと考える。

町民目線の議員活動がさらに活発に行えるよう、議員が落ち着いて調査研究や議案等の理解を深める取組が行いやすい空間となるよう配慮すること。また、議員同士の議論や情報共有するようなスペースの確保も重要である。議員が町民の行政相談を受けたり、町職員と個別に説明を受けたりするスペースは、議員を介して、町民と町行政をつなぐ必要な空間として、その確保に努めること。

今後、IT技術の発展により、資料のデジタル化や映像の配信など、様々な変化が考えられるため、できるだけ機器類の更新や通信環境等、大規模改修なしに設備更新、また、新技術の導入に耐え得る計画とすること。

④その他として、議会運営を委員会中心主義に移行するに当たり、本会議場や委員会への理事者側の必要な出席者については今後の課題であり、それにより、それぞれの室の大きさも変わることから、造り過ぎないように、理事者側と継続的な議論が必要である。

最後に、今を生きる我々は、新庁舎が将来の町民へのメッセージとして、新庁舎という建物が未来にどのように使われるのかは、その時代に生きる町民等が考え、行動されるものであります。特に、議会の在り方については、新庁舎における議会関連施設のしつらえや使われ方が変わらず永遠に続くものではなく、その時代の議員各位が町民とともに時代に合った議会の在り方をしっかりと議論され、平群町がさらによりよい町になるよう期待するものであります。

その議論や、考えるプロセスにおいて、新庁舎は可能性を秘めたものであることを感じさせるような庁舎を目指していただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

改めまして、昨年、令和6年5月に設置されました新庁舎建設特別委員会で

すが、これまで12回の委員会を開催し、議員各位の御協力の下、御手元の最終報告書を取りまとめることができました。感謝申し上げます。

本最終報告書を議会の総意として委員会の議事概要とともに町長に報告していただきますよう、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

御苦労さまでございました。

それでは、これより、新庁舎建設特別委員会の最終報告の件の委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

今報告いただいた新庁舎建設特別委員会の最終報告書と新庁舎建設特別委員会及びそれに関連する全員協議会の概要書とともに、議会として町長へ報告を行うことといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、新庁舎建設特別委員会の最終報告書と新庁舎建設特別委員会及びそれに関連する全員協議会の概要書とともに、議会より町へ報告することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 4時07分)